

平成 1 3 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

徳 島 県 包 括 外 部 監 査 人
島 田 清

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| I | 包括外部監査テーマの選定 | |
| 第1 | 監査テーマとその選定理由 | 1 |
| 第2 | 包括外部監査人及び補助者 | 2 |
| II | 補助金 | |
| 第1 | 県の財政と補助金 | 3 |
| 第2 | 補助金の現状 | 5 |
| 第3 | 補助金支出のフローチャート | 7 |
| 第4 | 個別的補助金の検討 | 9 |
| 第5 | 個別的補助金の具体的内容と問題点 | 11 |
| 1 | 徳島県職員互助会事業補助金 | 11 |
| 2 | 徳島県教職員福利厚生事業費補助金 | 18 |
| 3 | 徳島県警察職員互助会補助金 | 22 |
| 4 | 職員互助団体への補助金と「公益上の必要」性 | 26 |
| 5 | 財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金 | 29 |
| 6 | 徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金 | 32 |
| 7 | 国民体育大会関係補助金 | 34 |
| 8 | 高度技術型産業立地促進事業補助金，ニューファクトリー等導入促進事業補助金 | 38 |
| 9 | 小売・卸売商業安定化事業費補助金 | 42 |
| 10 | 食鳥副産物有効利用促進事業補助金 | 44 |
| 11 | とちく場等衛生確保対策事業補助金 | 45 |
| 12 | 上記9ないし11の補助金にかかる監査結果及び問題点 | 47 |
| III | 港湾等整備事業特別会計 | |
| 第1 | 県の港湾事業 | 52 |
| 1 | 重要港湾徳島小松島港 | 52 |
| 2 | 重要港湾橘港 | 52 |
| 3 | 地方港湾 | 53 |
| 第2 | 港湾等整備事業特別会計 | 53 |
| 1 | 概要 | 53 |

| | | |
|----|------------------|----|
| 2 | 決算推移 | 54 |
| 3 | 企業債 | 54 |
| 4 | 未収入金 | 55 |
| 第3 | 監査結果及び問題点 | 56 |
| 1 | 企業会計の導入 | 56 |
| 2 | 事業計画 | 57 |
| 3 | 人件費 | 63 |
| 4 | 資金繰り状況 | 63 |
| 5 | 沖洲（外）地区における収支の分析 | 66 |

I 包括外部監査テーマの選定

第1 監査テーマとその選定理由

- 1 福祉国家の理念により、地方自治体行政が担当する事業の範囲は急激に拡大した。

地方への財源分与が進んでいない現状のなかでは、地方自治体はその責務の執行に使用するべき財源は慢性的に不足して財政困窮の状態にある。しかも、これまでの地方自治体は国の全体的、均一的な政策と指導のもとで、これを執行する受け身的な立場で存続してきたため、地方自治体が自己で稼ぎ、自己が決定し、自己の責任で使っていくという財政観が希薄であった。その反面で、ナショナル・ミニマム・スタンダードによる生活環境の整備を要求する市民の要求は際限なく続いていく。そこで、自治体行政を真に必要な範囲に限定し、過大な支出に歯止めをかけるとともに、市民の側でも行政への過度の依存をやめ、自己責任の原則の復活を期すべきことが提唱されている。

2 監査テーマ1

- (1) 地方自治法第232条の2により、地方自治体はその公益上の必要がある場合には寄附又は補助をすることができるが、上記した自治体行政の執行のために、現在では各種、多額の補助金が行政から支出されている。

そこで、平成12年度徳島県財政における補助金の全体的な実情と、個別的に選定した補助金の実態について監査をすることとした。

(2) 監査対象機関

- ① 職員厚生課
- ② 教育委員会福利課
- ③ 警察本部
- ④ 教育委員会体育保健課
- ⑤ 産業振興課
- ⑥ 商工政策課
- ⑦ 畜産課
- ⑧ 生活衛生課

(3) 監査実施期間

平成13年6月20日から平成14年3月6日まで

3 監査テーマ2

(1) 地方自治法第209条は地方自治体の会計を一般会計と特別会計に区分している。

特別会計は特定の事業を行うに当たり、特定の収入をもって特定の支出に充てるといふ、いわば自己完結を目指した会計である。特別会計は条例によって設置され、一般の歳入、歳出とは区別して経理される。

平成12年度において徳島県では15の特別会計があったが、港湾等整備事業特別会計は歳入歳出差額（翌年度への繰越額）が41億4,816万2,915円と最多額である。

近年マリンピア沖洲整備事業、空港周辺整備事業、赤石地区公共ふ頭整備事業などについて県民の関心が高まっている。

そこで、特別会計として位置づけられた港湾等整備事業特別会計の平成12年度事業における実態について監査をすることとした。

(2) 監査対象機関

- ① 港湾課
- ② 港湾開発課
- ③ 空港地域整備課
- ④ 徳島小松島港開発事務所

(3) 監査実施期間

平成13年6月13日から平成14年3月6日まで

第2 包括外部監査人及び補助者

- 1 包括外部監査人は島田清（弁護士）、補助者は福山正雄（公認会計士）及び井関勝令（公認会計士）の両名が務めた。
- 2 包括外部監査人は、本監査のテーマについて、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

Ⅱ 補助金

第1 県の財政と補助金

- 1 平成12年度における県一般会計の収入済額は表1のとおり、総額で6,371億8,849万5,987円である。

表1 (単位：円)

| 番号 | 区 分 | 金 額 |
|----|-------------|-----------------|
| 1 | 県 税 | 89,416,967,868 |
| 2 | 地方消費税清算金 | 14,747,820,928 |
| 3 | 諸 収 入 | 56,711,937,948 |
| 4 | 使用料及び手数料 | 7,593,325,375 |
| 5 | 分担金及び負担金 | 8,289,634,516 |
| 6 | 財 産 収 入 | 1,194,348,554 |
| 7 | 寄 附 金 | 686,179,400 |
| 8 | 繰 入 金 | 23,750,202,731 |
| 9 | 繰 越 金 | 22,397,398,111 |
| 10 | 地 方 交 付 税 | 193,383,388,000 |
| 11 | 地方特例交付金 | 615,215,000 |
| 12 | 交通安全対策特別交付金 | 346,376,000 |
| 13 | 地 方 譲 与 税 | 1,619,395,000 |
| 14 | 国 庫 支 出 金 | 127,160,306,556 |
| 15 | 県 債 | 89,276,000,000 |
| | 合 計 | 637,188,495,987 |

このうち、いわゆる自主財源と称される県税、地方消費税清算金、諸収入、使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金（番号1ないし9）の総額は2,247億8,781万5,431円である（収入の35.3%）。

しかし、これらのうちで番号8の繰入金は県の特別会計あるいは県の財産である基金からの繰入金であって県の内部における金銭の移動であり、また番号9の繰越金は前会計年度における剰余金の当年度への編入であって、ともに外部から県への新たな金銭の流入ではない。

したがって、自主財源額からこれら繰入金，繰越金（番号 8，9）を除いた，番号 1 ないし 7 の合計額 1，786 億 4，021 万 4，589 円（収入の 28.0%）が平成 12 年度における「県独力による稼ぎ額」である。

これに対して，平成 12 年度に県が「負担金，補助及び交付金」として支出した合計額は 961 億 7，688 万 4，592 円である。

- 2 ちなみに，四国の他の 3 県における平成 12 年度の「独力稼ぎ額」収入は別表 1 のとおりであり，4 県における「負担金，補助及び交付金」支出は別表 2 のとおりである。
- 3 負担金，補助及び交付金の定義は「徳島県会計事務の手引き」217 頁によれば次のようになっている。
 - (1) 負担金とは，法令上特定の事業について県が当該事業から特別の利益を受けることに対して，一定の金額を支出するものである。分担金も同様の意味である。
 - (2) 補助金とは，一般的には特定の事業，研究等を育成，助長するために，県が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。奨励金，助成金等といった名称のものも同様である。補助金支出に当たっては，規則，要綱等の規程を作成し，手続を明確にすることによって公金支出がずさんになるのを防いでいる。
 - (3) 交付金とは，法令又は条例，規則等により，団体あるいは組合等に対して県の事務を委託している場合において，当該事務処理の報償として支出するものである。委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託について支払われるのに対し，交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。
- 4 つまり，負担金と交付金は義務的な支出であるが，補助金は任意的支出である。このため，公益上の必要性の判断，補助事業目的の達成の検証を慎重になすべきであり，かつこれらの判断基準も社会観なかならずく国家や地方公共団体の役割の変化とともに変容をとげるものである。しかも，別表 3，4 にあるとおり平成 12 年度における県債による歳入（借入金）が 978

億 1, 555 万 2, 000 円もの多額であり、年度末の県債残高が 8, 274 億 9, 729 万円に達している現状に鑑みれば、補助金の支出についてはより慎重でなければならない。

第 2 補助金の現状

1 今回の包括外部監査では、県における平成 12 年度の「負担金、補助及び交付金」のうちで、「補助金」のみに限定して補助件数、支出済額を調査した。補助件数及び支出先の分類は別表 5 に、また補助金支出額については別表 6 に調査結果を示した。この調査の手法は次のとおりである。

- (1) 調査対象は一般会計及び特別会計をすべて網羅した。
- (2) 補助金交付担当課ごとに区分した。
- (3) 地方公共団体の歳出の説明については、その支出目的に従って款と項に区分し、さらに項についてはこれを目と節に細区分することになっている（地方自治法第 216 条、同法施行令第 150 条、同法施行規則第 15 条）。

いわゆる、款、項、目、節と分類を順次に細分化して説明する建前となっているが、このうち節の 19 番目に（いわゆる 19 節と称する）に上記した「負担金、補助及び交付金」が該当している。別表 2 の負担金、補助及び交付金の数値は四国の各県で平成 12 年度に 19 節の支出額として集計された数値である。

したがって、今回の監査における補助金に限定した調査対象も、県において 19 節「負担金、補助及び交付金」として集計された額の中の、補助金の支出額を対象としたものである。

このため、実質上は補助金的な支出の性格を有していても、19 節に集計されなかった金額は含まれていない。

- (4) この調査では補助金として平成 12 年度に現実に支出がなされた事業すべてを対象とした。

このため、平成 12 年度現年分支出と前年度繰越分支出とを含んでいる。

- (5) 県会計から支出する補助金の財源には県が国庫支出金等として国から歳入しているものがある。その金額を国費負担額

として区分した。

- (6) 補助事業件数は、徳島県補助金交付規則及び各補助金交付要綱等に基づき、補助金額の確定等、補助金事業額の精算処理を行った事業ごとに区分した。
- (7) 支出先を①市町村、②営利法人、③公益団体、④個人、⑤その他の5区分に分類したが、2つ以上の区分にまたがるときはこれを重複する件数としてとらえた。
- (8) 公益団体の区分には任意団体である、いわゆる権利能力なき社団を含んでいる。また、その他の区分とは農協、PTAの県連合組織、各種協議会等である。

2 上記調査結果によれば、補助金支出済額は一般会計、特別会計の合計で402億3,396万6,403円であり、このうち上記の国費負担額を除いた県資金による補助金額は214億4,678万4,150円である。しかし特別会計からの補助金は商工労働部関係の889万5,000円の1件のみであり、しかも同補助金支出は平成12年度における単年度だけのものであり、これをもって一般論化することができない。

そこで、以下に補助金支出額と財源とを比較等する場合においては、一般会計からの補助金支出額と一般会計における財源との対比において考察することとした。

- (1) 補助金支出の件数は農林水産部が2,274件と群を抜いて多く、これに県民環境部234件、保健福祉部188件が続いている。

補助金額については農林水産部が164億7,576万9,164円、これに次いで保健福祉部134億3,414万6,554円が多く、これに商工労働部、県土整備部が続いている。

- (2) ただし、これら一般会計からの支出額のうちで、農林水産部関係においては110億1,243万9,192円が国から県へ交付された国庫支出金等をもって充てられており、国の実質負担額が大きい。つまり、国費をいったん県の歳入としたのち、これを県の一般会計から補助金として支出するのである。

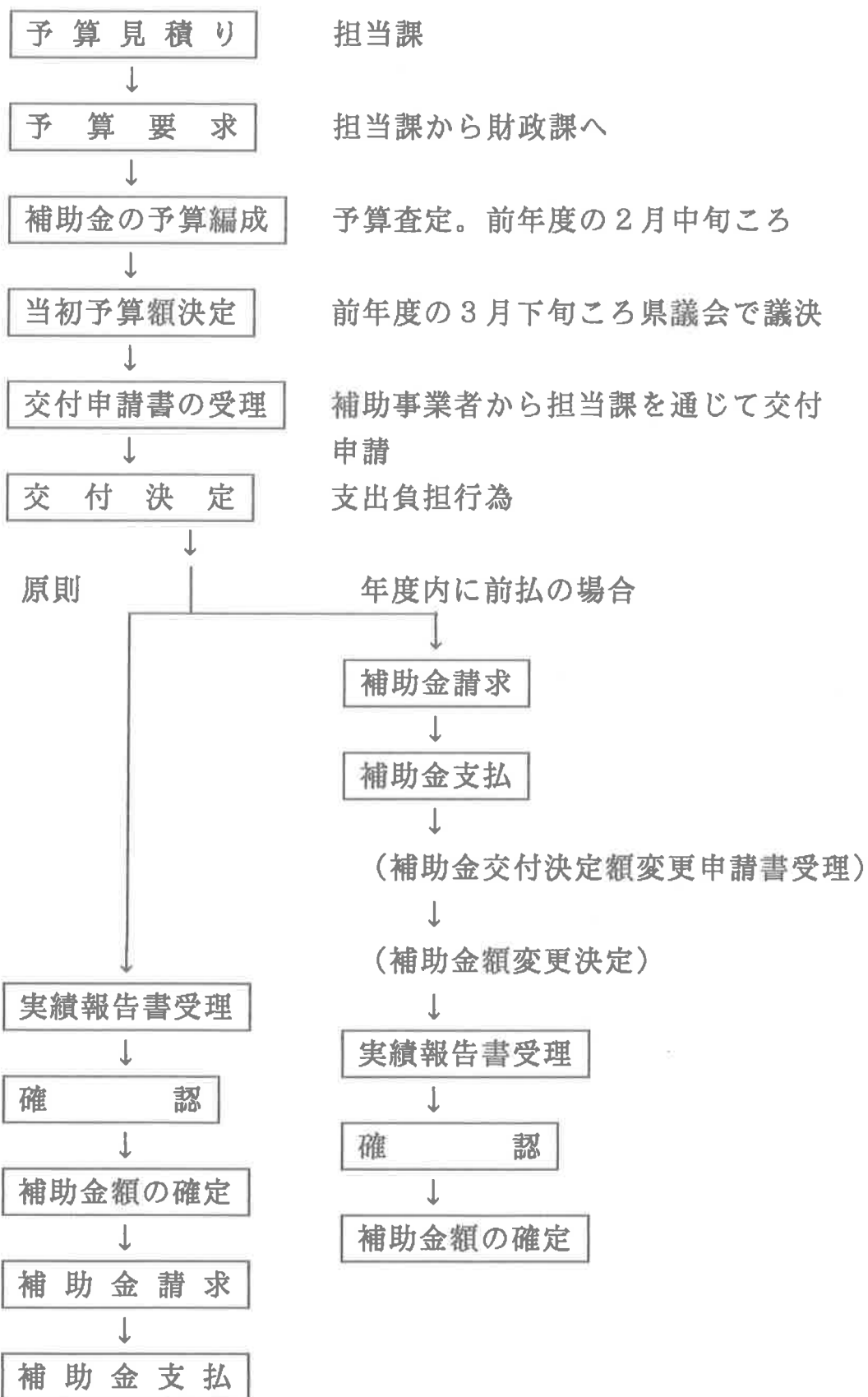
(3) このため、国費の負担額を含めなくて県費のみの負担額の大きいものをみれば、保健福祉部 7 億 6, 033 万 4, 181 円、農林水産部 5 億 6, 332 万 9, 972 円が多く、これに商工労働部 2 億 9, 672 万 3, 150 円、県土整備部 2 億 4, 470 万 3, 080 円の順となっている（別表 6 県費負担額計）。

(4) 補助金支出先については、市町村 1, 906 件、公益団体 399 件、営利法人 198 件、個人 49 件、その他 404 件である。

3 任意的支出としての一般会計からの補助金額 4 億 2, 507 万 1, 403 円は、一般会計全体の収入額 6, 371 億 8, 849 万 5, 987 円と対比するとその 6.3% である。しかし補助金を考える上で独力による稼ぎ額が 1, 786 億 4, 021 万 4, 589 円でしかないことは大切である。これが県の実力であると考えべきである。県資金による補助金 2 億 1 億 3, 788 万 9, 150 円は県独力稼ぎ額の 12% に当たる。そうすると、実力による収入の 12% にも当たる 2 億 1 億 3, 788 万円余を任意的支出である補助金として支出することは、同じ年度に 9 億 7 億 8 億 1, 550 万円余りの借入（県債）をしていることを併せ考えれば、一般的市民感覚からはバランスを欠くとの意見もあると思われる。

4 徳島県においては、歳出の説明のために前記した 19 節の「負担金、補助及び交付金」の金額の集計をしている。ところで、今回の監査では上記のとおり補助金のみに限定した調査を行ってその結果を得た。しかし、他県における補助金に限定した調査の有無及びその調査結果の確認ができなかったため、補助金額のみを対比して論ずることができなかった。

第 3 県における補助金の交付申請、決定等に関する必要事項は徳島県補助金交付規則に定められている。補助金支出に関するフローチャートは次頁のとおりになる。



第4 個別的補助金の検討

1 個別的補助金の対象選定理由

平成12年度における財政援助団体への補助金のうちで、国費を使わずに県単独の資金で交付する補助金（県単独補助金と称する）が高額上位である補助事業を選定することとし、次の3分野におけるものを各々抽出して監査対象とした。

- (1) 職員関係団体への補助金
- (2) スポーツ関係の補助金
- (3) 民間企業への補助金

その結果、別表7の補助金を取り上げた。

2 これらの各補助金における補助金額の決め方は次の3つに分類される。

(1) 会費収入助成型

団体内の会費収入金額を基準にして補助金額を定めるもの。別表7の番号1ないし3にある職員互助団体への補助金はこのタイプである。

(2) 事業運営維持型

事業を行う上で支出を補う収入を得る見込みがなく、事業を維持するために恒常的にその差額分を補填するものである。現実には、この収支差額の予定額を年度初めに補助金額となし、これを順次に分割前払いをして行き、年度末に年間収支差額を確定して補助金額をこれと同額に調整している。別表7の番号4ないし8のスポーツ関係補助金はこのタイプである。

(3) 事業経費助成型

赤字発生の有無とは無関係に事業経費（コスト）の一定割合を補助金額とするもの。別表7の番号9ないし13はこのタイプである。

3 補助金については、その合规性と妥当性の両面から考察しなければならない。

- (1) 合规性とは補助金の支出が法規に基づいてなされていることである。補助金についての法規は、地方自治法第232条の2、補助金によっては法又は県条例、一般的に適用される

徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号），各補助金の交付要綱がこれに当たる。ただし，要綱は職員に対する職務遂行方法を指示したものにすぎないので，職員は当該要綱に従わねばならないが，職員以外の者を拘束する強制力はない。

- (2) 補助金について難解な問題は「公益上の必要」性の判断である。地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合においては，寄附又は補助をすることができる」と定めている。

公益上の必要性とは住民全体の福祉に対する寄与貢献のことである。その当否は，当該地方公共団体が置かれている社会的，経済的状況を前提として，補助金の交付を受ける相手方と当該地方公共団体との関係，補助金の交付が当該地方公共団体ないしその住民にもたらす利益，効果，その程度，交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものかなどの，諸般の事情を総合的に勘案して決定される。そして，「公益上必要がある場合」の判断については，当該地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねられているものと解されており，その判断が著しく不合理で，裁量権を逸脱し，濫用があった場合に違法となると解されている（広島高等裁判所平成13年5月29日判決）。

- (3) ところで，適法か違法かということと，妥当性とは別の判断であり，違法ではないが妥当ではないとすることもありうる。

補助金は地方公共団体の財政に余裕がある場合にのみ支出できるというものではなく，補助金支出の必要性の程度との兼ね合いであって，財政状況がよくない状態にあっても，補助金支出の必要性が高ければ公益性が認められると一般には解されている。

しかし，前記したように国家観，社会観の変化は急速に自己責任原則に立脚する方向に向かっており，加えて国家的財政疲弊の状況がつとに国民の周知するところとなった現在においては，補助金支出の妥当性について，これまでとは違っ

たより真摯な視点から捉えなおす必要に迫られている。

第5 個別的補助金の具体的内容と問題点

1 徳島県職員互助会事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県職員互助団体に関する条例（昭和45年徳島県条例第6号）
- ② 徳島県補助金交付規則
- ③ 徳島県職員福利厚生事業補助金交付要綱（昭和59年4月1日施行）

(2) 交付先団体認定の根拠

① 徳島県職員互助団体に関する条例

ア 徳島県職員互助団体に関する条例第2条では、職員の互助団体を3つに区分している。

(7) 地方公務員等共済組合法に規定する地方職員共済組合の組合員（及びこれに準ずる者で知事が適当と認める者）が組織するもの

(イ) 同法に規定する公立学校共済組合の組合員（及びこれに準ずる者で徳島県教育委員会が適当と認める者）が組織するもの

(ウ) 同法に規定する警察職員共済組合の組合員（及びこれに準ずる者で警察本部長が適当と認める者）が組織するもの

イ 同条例第4条では互助団体の経費は構成員の掛金その他の収入をもって充てるものとしているが、県は互助団体に対して補助金を交付することができるとしている。

② 徳島県職員互助団体に関する規則（昭和45年徳島県規則第17号）

(3) 補助金交付先団体とその事業活動

① 徳島県職員互助会（以下職員互助会という。）

職員互助会は次の職員（以下会員という）をもって組織されている。

ア 地方職員共済組合徳島県支部の組合員

イ 職員互助会の事務又は業務に従事する職員

ウ 徳島県職員労働組合の事務又は業務に従事する職員
エ 狂犬病予防技術員

オ 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の常勤職員

② 職員互助会の事業は次の5事業に区分されている。ただし、補助金交付要綱第4条により補助金交付の対象となるのは短期経理事業又は保健経理事業の2事業に限定されている。

ア 短期経理事業

地方職員共済組合の行う給付事業の補完的事業（会員及び家族医療費，出産費，家族弔慰金，傷病手当金，介護休業手当金，災害・死亡見舞金，共済事業等）

イ 保健経理事業

健康維持増進を図るための元気回復事業（自己研修あるいは私事旅行費の助成，宿泊費助成，展覧会，スポーツ観戦等入場券購入費助成，銀婚祝賀式費，職員退職者会補助金交付等）

ウ 福祉経理事業

会員の慶弔等への給付や永年会員向け給付事業（結婚祝金，会員期間20年以上でかつ55歳以上の会員が退職後の生活等のためライフプランの実現のために出費するときに1人限度額20万円の給付，会員が心身のリフレッシュのための活動をする場合の助成金等）

エ 貸付経理事業

会員が自家用車，パソコン等の購入，結婚，出産等のために資金が必要なときに200万円を限度に貸付けをする。

オ 施設経理事業

県所有にかかる徳島県職員会館につき県から委託金を受けて管理運営を行う事業

③ 職員互助会では上記5事業を独立した会計として処理しており，5事業を通じた統一会計書類は作成されていない。

(4) 補助の理由

① 地方公務員法第42条には，地方公共団体は職員の保健，

元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと規定されている。福利厚生は事業主の義務となっているところ、福利厚生事業を職員に対して直接に行うよりも、職員互助団体に対して補助金を交付し、職員の掛金と併せて実施させることが合理的で効率的であると説明されている。（なお、昭和37年から昭和58年度までは職員互助会設置要綱に基づき補助金が交付されていた。）。

② 補助金は短期経理事業又は保健経理事業のみに使用する。

(5) 補助金額の決定方法

平成11年度補助金から、会員による職員互助会への支払会員掛金（会費）総額と補助金額とをほぼ同等額とすることになっている。

それ以前は、会員掛金総額より補助金額の方が多かったとのことである。

平成12年度は会員掛金総額1億9,550万3,952円、補助金額1億8,800万円である。

(6) 10年間における補助金額 (単位：円)

| 年度 | 補助金額 | 年度 | 補助金額 |
|----|-------------|----|-------------|
| 3 | 198,000,000 | 8 | 233,000,000 |
| 4 | 201,500,000 | 9 | 229,000,000 |
| 5 | 216,000,000 | 10 | 206,000,000 |
| 6 | 221,000,000 | 11 | 179,488,690 |
| 7 | 226,000,000 | 12 | 188,000,000 |

(7) 監査結果及び問題点

① 上記したように、補助金額は会員掛金総額とほぼ同等額に合わせるようにしているが、その理由には合理性が乏しいと思われるので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。

担当課の説明によれば、地方公共団体は職員の福利厚生事業を実施しなければならないこと、民間では互助団体の運営を労使折半で行う企業があること、他の地方自治体で

もこのような負担割合を取っているところが一定数あること、そして地方公務員等共済組合法第113条第2項において、共済組合の事業費用につきこれを組合員掛金が50%、地方公共団体が50%で負担するように定められていることをもってその根拠としている。

しかし、福利厚生事業を行うこととそのための補助金額を会員掛金額と同等額にすることは別論であり、民間企業及び他の地方自治体で同様の負担割合を取っているところがあるからと言って、これを基準にしなければならないものでもない。また、法により整備された共済制度と互助会制度は別の制度であり、互助会への補助割合を共済制度の負担割合に準拠して決定する必要はない。

- ② 職員互助会の行う5事業のうち、短期経理及び保健経理の2事業についてのみが補助金の使用対象事業とされることは、上記補助金交付要綱及び職員互助会の内部規定である徳島県職員互助会規約（昭和45年4月1日制定）で決められている。

ところで、会員掛金の配分は、短期経理に50%、保健経理に10%、福祉経理には40%が、各々その事業資金として配分されており、貸付経理と施設経理には会員の掛金が資金としてまわされていない。

しかし、補助金額は会員掛金総額とほぼ同額として決められるルールをとっているので、平成12年度を例にとれば、補助金使用対象事業たる短期経理及び保健経理の掛金合計額が1億1,730万2,377円であるのに、補助金額は1億8,800万円となっている。

職員互助会では県からの補助金を使用対象事業である上記2事業にのみ平等に配分しているため、掛金額と補助金の実質的な対比は次表のようになる。

(単位：円)

| | 事業 | 会員掛金(A) | 補助金(B) | B/A |
|---|------|------------|------------|---------|
| 1 | 短期経理 | 97,751,973 | 94,000,000 | 96.16% |
| 2 | 保健経理 | 19,550,404 | 94,000,000 | 480.80% |
| 3 | 福祉経理 | 78,201,575 | 0 | 0% |
| 4 | 貸付経理 | 0 | 0 | — |
| 5 | 施設経理 | 0 | 0 | — |

つまり、補助金は補助金使用対象事業に投入する掛金額の1.6倍に及んでいる。

- ③ 補助金使用対象事業である短期経理と保健経理では毎年利益が発生している。平成12年度の損益計算は次表のとおりである。

短期経理

(単位：円)

| 借方 | | 貸方 | |
|--------|-------------|---------|-------------|
| 医療費 | 21,625,481 | 会員掛金 | 97,751,973 |
| 死亡等見舞金 | 90,400,000 | 補助金 | 94,000,000 |
| 共済事業 | 12,868,200 | 事業参加負担金 | 5,209,279 |
| 家族医療費 | 34,136,240 | その他 | 56,062 |
| 事務費 | 10,557,667 | | |
| その他 | 21,559,897 | | |
| 利益金 | 5,869,829 | | |
| 合計 | 197,017,314 | 合計 | 197,017,314 |

保健経理

(単位：円)

| 借方 | | 貸方 | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 厚生費 | 96,539,965 | 会員掛金 | 19,550,404 |
| 退職者会補助金 | 1,500,000 | 補助金 | 94,000,000 |
| その他 | 3,875,642 | 事業参加負担金 | 5,494,994 |
| 利益金 | 17,446,755 | その他 | 316,964 |
| 合計 | 119,362,362 | 合計 | 119,362,362 |

平成12年度における当期利益は、短期経理で586万9,829円、保健経理では1,744万6,755円と

なっている。これらの利益は各経理が独立して管理されているため貸借対照表上に資産として計上されている。

つまり、補助金の使用残が当期利益の一部として残り、これが資産として蓄積されている。

- ④ 貸付経理事業は補助金の使用対象となる事業ではない。ところが、保健経理事業の利益で形成された資産のうち1億0,500万円が貸付経理における貸付資金として使われていた。

各経理は独立しているという前提であるため、この1億0,500万円は保健経理から貸付経理への「貸付金・借入金」として会計帳簿上で処理されている。しかし、いずれの経理も職員互助会という1つの団体内の経理処理区分であるにすぎないので、貸付契約及び貸付期間等の貸付条件の取り決めはない。

結局、補助金の使用残が補助金使用対象ではない貸付事業の原資として使用されている。

- ⑤ 短期経理事業のうち死亡等見舞金は会員が死亡又は高度障害となった場合に1,000万円（災害死亡加算400万円）の見舞金を給付するものである。県が職員の退職手当に関する条例第2条により死亡退職金を遺族に支給することに鑑みれば、さらに会員の掛金と補助金でまかなわれる死亡見舞金が支給されることについては、補助金による負担部分についての一考を要する。

会員死亡による死亡見舞金の支給は平成11,12年度の2年間のみ実施され同13年度からは廃止された。

そのかわりに職員互助会が会員の死亡保険掛金を会員にかわって払込みをしている。平成13年度の保険金掛金支払額は1億1,856万円にのぼっている（2,000円×12ヶ月×4,940人）。個人の保険掛金に補助金の負担部分が使われていることについては死亡等見舞金と同様のことが言える。

- ⑥ 短期経理事業における共済事業は、職員互助会が共済掛金を支払って自治労共済に加入し、会員及び家族らの死亡、

住宅災害，結婚，重度障害の発生により共済金を受給するものである。この共済掛金にも補助金負担部分が含まれている。

- ⑦ 保健経理事業の支出中に職員退職者会への補助金150万円がある。上記のとおり，保健経理では当期利益が発生しているが，現役職員のための補助金として交付されているはずの資金が退職者会への補助金となっている。現役職員の保健，元気回復が行政事務への意欲となり，ひいては行政の受け手である県民の利益という公益上の利益につながるとの説明があるが，退職者会への補助はかかる説明の趣旨からも今後の検討を要する。
- ⑧ 保健経理事業のうち多額を占める厚生費の内訳は，会員の私的旅行費助成5,287万4,437円，展覧会等入場券購入助成498万3,476円等であるが，保健経理事業における原資はその約79%が補助金である。
- ⑨ 徳島県職員福利厚生事業補助金交付要綱をはじめ後述する徳島県教職員福利厚生事業補助金交付要綱及び徳島県警察補助金交付要綱（いわゆる職員互助団体補助金にかかる交付要綱）はいずれも昭和59年4月1日施行となっている。

これは以下の理由による。

- ア 健康保険法の一部改正があり，同年10月1日から施行され，職員の医療費一部負担金制度導入及び被扶養者家族医療費附加金基礎控除額の引上げがなされた。このことで，職員互助団体としては会員医療補助金給付の創設及び家族療養補助金の見直しを図る必要が生じた。
- イ 職員互助会の事業等を定める「徳島県職員互助団体に関する規則」第3条第1号では，会員の家族の療養に対する給付は定めているが，会員自体の療養に対する給付は定めていなかった。これは上記のとおり昭和59年の法改正以前では会員は医療費につき一部負担金の支払をしなくてもよかったので，職員互助会から負担金部分の給付の必要がなかったからである。

しかし、法改正により職員の一部負担金制度が導入されたことで、昭和59年以後は会員自身への医療費給付を行うため、職員互助会の内部規約である徳島県職員互助会規約で会員への医療費の給付事業を行うと明記した。ウ　ところが、徳島県職員互助団体に関する規則では、療養給付の対象としては会員家族を対象とするとの条項のままで、これが改正されずに残っている。このため、県規則では会員家族に対する医療費助成事業を行うとされているのに対し、徳島県職員互助会規約では会員及び会員家族の医療助成を行うとなっており、統一がとれていない。

エ　会員の医療費一部負担制度の創設等により職員互助会では従来からの給付事業を一部拡大したが、後記の徳島県教職員互助組合の事業を定めた「財団法人徳島県教職員互助組合運営規則」第10条第1項第2号の（イ）では、従来は「家族医療補助金の給付」としていたのを、会員を含めた条項とするために「医療補助金の給付」に改正し、また警察職員互助会の事業を定めた「徳島県警察職員互助団体に関する訓令」第3条1号中では、従来は「構成員の家族の療養に対する給付」とあったのを「構成員及びその家族の療養に対する給付」に改正している。職員互助会においても他の互助団体と同じく県規則の改正を行うべきである。

2 徳島県教職員福利厚生事業費補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県職員互助団体に関する条例
- ② 徳島県補助金交付規則
- ③ 徳島県教職員福利厚生事業補助金交付要綱（昭和59年4月1日実施）

(2) 交付先団体認定の根拠

- ① 徳島県職員互助団体に関する条例
- ② 徳島県教職員互助団体に関する規則（昭和45年徳島県教育委員会規則第9号）

(3) 補助金交付団体とその事業活動

- ① 財団法人徳島県教職員互助組合（以下教職員互助組合という）。

教職員互助組合は次の職員（以下組合員という）をもって組織されている。

ア 公立学校共済組合徳島支部に所属する組合員

イ 互助団体の職員

- ② 教職員互助組合の事業は次の4事業である。ただし、補助金交付要綱には補助金交付の対象事業は定めていない。そこで、教職員互助組合自らの判断で補助金を短期給付事業及び福祉事業の2事業に限定使用している。

ア 短期給付事業

公立学校共済組合給付事業の助成として組合員及び被扶養者の医療費自己負担金給付，出産祝金，組合員及び家族死亡弔慰金，災害見舞金，傷病休業手当金，介護休業手当金，育児休業給付金，遺児育英金，生命保険掛金への給付

イ 福祉事業

組合員及び家族の入院給付金，結婚祝金，1年間療養費を受給しなかった者の健康者給付金，人間ドック費用，保健愛読書配布，研修旅行・宿泊施設利用補助金，リフレッシュ休暇助成金，退職者家族旅行助成金などへの給付

ウ 貸付等事業

エ 退職者互助事業

- ③ 教職員互助組合では上記4事業を各別に独立させた会計として処理しており，統一した会計書類はつくっていない。

(4) 補助の理由

- ① 職員互助会について述べたところと同じ。

- ② 上記4事業のうち，短期給付事業及び福祉事業の2事業のみを補助金の使用対象としている。

(5) 補助金額の決定方法

組合員掛金（会費）総額の約80%相当額を補助金額とし

ている。掛金の配分と補助金の使用配分は次表のとおりである。

(単位：円)

| 事業 | 組合員掛金(A) | 補助金(B) | B/A |
|---------|-------------|-------------|--------|
| 短期 | 162,762,272 | 131,000,000 | 80.59% |
| 福祉 | 162,761,075 | 131,000,000 | 80.49% |
| 貸付金 | 0 | 0 | — |
| 退職者互助事業 | 0 | 0 | — |

(6) 10年間における補助金額 (単位：円)

| 年度 | 補助金 | 年度 | 補助金 |
|----|-------------|----|-------------|
| 3 | 197,000,000 | 8 | 304,000,000 |
| 4 | 210,500,000 | 9 | 291,000,000 |
| 5 | 222,000,000 | 10 | 282,000,000 |
| 6 | 269,000,000 | 11 | 268,000,000 |
| 7 | 288,000,000 | 12 | 262,000,000 |

(7) 監査結果及び問題点

- ① 補助金は短期給付事業と福祉事業についてのみ使用されているが、これらは規定によるものではなく教職員互助組合による公益性の判断に基づいている。県においてその使用事業対象を是認するのであれば、職務遂行の方法を定めた補助金交付要綱において明示しておくべきである。
- ② 教職員互助組合では補助金を等分して短期給付事業と福祉事業に配分している。いずれも会計を独立させているため短期給付事業会計では8,492万7,577円の損失が出てこれを積立金、準備金の取崩しで対処したが、福祉事業会計では721万5,983円の当期利益を出している。
- ③ 福祉事業会計では毎年のように貸付金等特別会計へ多額の資金を繰出金として移動させている。
 - ア 10年間の繰出状況は次表のとおりである。

(単位：円)

| 年度 | 繰出金 | 年度 | 繰出金 |
|----|------------|----|-------------|
| 3 | 50,000,000 | 8 | 150,000,000 |
| 4 | 50,000,000 | 9 | 155,000,000 |
| 5 | 43,910,000 | 10 | 0 |
| 6 | 50,000,000 | 11 | 40,000,000 |
| 7 | 30,000,000 | 12 | 50,000,000 |

(注 平成9年度には貸付金等特別会計から福祉事業会計に60,000,000円の繰入れがあったので、同年度における繰出金には60,000,000円の実質的返還金部分が含まれている。)

貸付金等特別会計は組合員に対する貸付、退職時等の退会慰労金給付、厚生資金給付の事業を行うための会計であるが、平成12年度末で17億9,311万8,614円の資産を有している。これは上記のとおり補助金の使用対象事業における剰余金で形成されている。

結局のところ、補助金使用対象事業での剰余金という形をとりながら、補助金使用対象ではない貸付金等特別会計で運用され、あるいは資産として蓄積されている。

イ そして、その資産蓄積内訳は支払準備金8億4,627万5,788円と退会慰労金給付積立金9億4,684万4,826円で構成されている。

ちなみに、平成12年度末における組合員への貸付金残高は3億3,400万3,066円でしかない。資産のほとんどは定期預金7億0,500万円、貸付信託7億1,600万円、金銭信託2,572万2,360円である。

④ 貸付金等特別会計における平成12年度の収入をみると、組合員貸付利息は708万2,554円であり、上記繰入金金は5,000万円である。

平成12年度における退会慰労金支出金は5,085万円であった。

ア 貸付金等特別会計の事業の中心は、繰入金をもって退

会慰労金を支給することにある。

イ 担当課によれば、退会慰労金は組合員による支払済掛金相当部分を財源とした給付であると説明されている。

しかし、補助金の使用対象とされている福祉事業会計からの剰余金を貸付金等特別会計へ移して、そこから退会慰労金として支出しているのでは、担当課の説明のように支払済掛金相当部分のみを財源とした支出であるとは言えない。

教職員互助組合の資産は県からの補助金を受給しながら形成されたものである。これを退会慰労金として組合員に払戻給付することにつき、その見直しを検討すべきである。

⑤ 福祉事業のうち、単身組合員給付は満50年に達する単身組合員に対して一律3万円の旅行券を支給し、また退職者家族旅行助成は20年以上勤続の組合員が退職した場合に、退職前の旅行者には一律現金20万円、退職後に旅行する者には一律20万円の旅行券を支給するものである。

これらのうち、旅行券の支給にかかる助成については、旅行券の使用の有無についての旅行後の報告を徴していない。

⑥ 短期給付事業のうち保険加入掛金に補助金が使用されている。これは教職員互助組合が団体保険に加入して組合員の死亡保険金掛金を払込み、組合員死亡時に死亡保険金が支払われるものである。

平成12年度の保険加入掛金支払額は1億6,455万6,557円である。職員互助会で述べたところと同様に一考を要する。

⑦ また、補助金額を掛金総額の約80%相当とする決定方法には合理性が乏しいと思われるので、他の方法を考えるべきである。

3 徳島県警察職員互助会補助金

(1) 補助金交付の根拠

① 徳島県職員互助団体に関する条例

- ② 徳島県補助金交付規則
 - ③ 徳島県警察補助金交付要綱（昭和59年4月1日実施）
- (2) 交付先団体認定の根拠
- ① 徳島県職員互助団体に関する条例
 - ② 徳島県警察職員互助団体に関する訓令（昭和46年徳島県警察本部訓令第11号）
- (3) 補助金交付先団体とその事業内容
- ① 徳島県警察職員互助会（以下警察職員互助会という）。
警察職員互助会は次の職員（以下会員という）をもって組織されている。
 - ア 警察共済組合徳島県支部の組合員
 - イ 警察職員互助会の事務に従事する者
 - ② 事業内容
次の3事業に区分されているが、内部規約である徳島県警察職員互助会規約により、給付事業及び厚生事業の2事業のみを補助金の使用対象としている。また警察職員互助会では貸付等の事業は行っていない。
 - ア 給付事業
会員及び家族の医療給付金（地方公務員等共済組合法による療養費支給における医療費一部負担金の補填），出産祝金，死亡弔慰金（生命共済掛金支払金を含む），傷病手当金，育児休業準備金，介護休業給付金，災害見舞金，警察職員互助会の職員給与等への給付
 - イ 厚生事業
会員のレクリエーション活動助成金，リフレッシュ活動助成金，文化活動助成金，保健衛生費（人間ドック利用費助成等），交通災害金，永年在職祝賀費，保険加入費，施設利用助成費，育児費用助成金，生活相談員給与等への給付
 - ウ 福祉事業
ライフプラン推進助成金，結婚祝金，入院見舞金，遺児育英金，慶弔費，生活設計研修費等への給付
- (4) 補助の理由

会員及び家族の相互共済と福利増進を図ることによって公務の能率向上，活力ある職場を実現し，ひいては県民の利益に資する。

(5) 補助金の決定方法

平成11年度から補助金額を掛金総額とほぼ同額とするという方法によっている。

ところで，警察職員互助会の内部規約である徳島県警察職員互助会規約第8条によれば，掛金総額を上記3事業の経理に割り振りしており，平成11年度からは掛金総額の100分の35を給付事業に，100分の35を厚生事業に，また100分の30を福祉事業に充てている。

このため，平成12年度における各事業への掛金の配分と補助金配分の対応関係は次表のとおりである。

(単位：円)

| 事業 | 掛金(A) | 補助金(B) | B/A |
|------|------------|------------|---------|
| 給付事業 | 27,867,512 | 39,500,000 | 141.74% |
| 厚生事業 | 27,867,512 | 39,500,000 | 141.74% |
| 福祉事業 | 23,886,438 | 0 | |

(6) 10年間の補助金額

(単位：円)

| 年度 | 補助金 | 年度 | 補助金 |
|----|------------|----|------------|
| 3 | 60,000,000 | 8 | 95,000,000 |
| 4 | 64,000,000 | 9 | 92,000,000 |
| 5 | 70,000,000 | 10 | 90,000,000 |
| 6 | 84,000,000 | 11 | 80,000,000 |
| 7 | 93,000,000 | 12 | 79,000,000 |

(7) 監査結果及び問題点

- ① 昭和59年に健康保険法の一部改正が行われ，警察職員互助会の行う療養給付事業につき，昭和59年11月30日徳島県警察職員互助団体に関する訓令第3条第1号では医療給付の対象を「構成員の家族の療養に対する給付」と

されていたのを「構成員及びその家族の療養に対する給付」と改正した。ところが、同年4月1日から施行されていた徳島県警察補助金交付要綱第2条では補助金は「家族医療給付事業」の経費について使用するとされたままである。このため医療給付における補助金使用対象事業について訓令と要綱とが齟齬している。

前記したとおり、昭和59年10月1日以前の健康保険法の規定によれば、共済組合員自身は医療費の全額が共済金から支払われており一部負担をすることがなかった。このため警察職員互助会の共済事業としては構成員への医療給付は行う必要がなく、家族への医療給付のみを行っていたことから補助金の使用対象も家族医療給付のみに限定されていた。

ところが、昭和59年10月1日施行の健康保険法一部改正に伴い共済組合員自身に対する医療費の一部負担制度が創設されたため、警察職員互助会の給付事業として会員への医療給付を追加変更する必要が生じたが、「訓令」については会員の療養給付の条項が追加されたが、補助金の交付対象事業を定めていた「要綱」については追加変更手続がなされなかったものと思われる。

しかし、補助金交付につき職務遂行方法の根拠となるのは「要綱」であるので、早急に要綱を改正すべきである。

- ② 上記掛金と補助金の各配分対応表にあるとおり、現実の補助金額は対象事業における掛金額を超過している。

もっとも、職員互助会の項で述べたとおり、補助金額を掛金総額とほぼ同額とするとの決め方自体に合理性が乏しいと思われるので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。

- ③ 補助金を投入している給付及び厚生2事業の平成12年度損益計算書によれば、給付事業では552万8,228円の利益金がありこれが給付事業改善積立金に繰入れられている。また厚生事業では582万5,713円の利益金があり厚生事業改善積立金に繰入れられている。

ちなみに、3事業における各種積立金の内部留保状況は次表のとおりである。

(単位：円)

| | 積立金 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|------|------------|-------------|-------------|------------|
| 給付事業 | 支払準備金積立金 | 10,902,667 | 9,253,976 | 9,033,780 |
| | 支払不足金補填積立金 | 6,940,998 | 5,552,385 | 5,486,326 |
| | 改善積立金 | 23,387,578 | 6,399,096 | 11,927,324 |
| 厚生事業 | 支払準備金積立金 | 8,762,467 | 10,606,515 | 8,714,592 |
| | 支払不足金補填積立金 | 5,242,703 | 6,363,909 | 5,796,332 |
| | 改善積立金 | 26,179,598 | 50,648,380 | 6,614,093 |
| 福祉事業 | 支払準備金積立金 | 3,800,010 | 3,854,456 | 17,520,056 |
| | 支払不足金補填積立金 | 1,895,713 | 2,094,957 | 6,412,354 |
| | 改善積立金 | 43,681,911 | 51,460,146 | 13,232,408 |
| 合計 | | 130,793,645 | 146,233,820 | 84,737,265 |

- ④ 平成12年度決算書によれば、厚生事業の支出額の中の厚生事業費支出が1億1,347万4,180円であって、すべての事業中で最大である。その支出対象の具体的内容は「リフレッシュ活動助成金」が6,115万円と最多額である。

このリフレッシュ活動助成金は、警察職員としての在職期間が25年以上の会員に対し、5年の節目ごとに一定額を給付している。

以前は、退職時に退職者家族旅行助成金が支払われていたが、これを廃止して、永年勤続職員旅行助成を統合してリフレッシュ活動助成金を創設した。その理由は、公務から離れる退職者への支出金を補助金の交付対象とするのは適切ではないと判断したものと考えられる。しかし、リフレッシュ活動助成金では会員からの実費費用給付申請に応じて現金を給付するが、その使用事実の確認手続はできていない。受給金の使用事実の確認手続が必要である。

4 職員互助団体への補助金と「公益上の必要」性

- (1) 地方公務員法第42条に定める地方公共団体職員の福利厚生事業についての計画樹立及び実施の努力義務規定は、使用者たる地方公共団体と勤労者たる職員との間の雇用関係から導かれるものであるが、福利厚生事業への助成の一つである補助金の交付については前記のとおり「公益上の必要」が要件であり、広く県民全体の利益となることが要件であって、その場合にのみ徳島県職員互助団体に関する条例第4条における「県は互助団体に対して補助金を交付することができる」との規定が適用される。
- (2) 職員互助団体の設立目的は会員相互の共益のためと考えられ、このため補助金が投入される職員互助団体の事業においては、それによって職員全体の公務に対する意欲及び忠誠心が高まり、ひいては県民全体が利益をうけているという説明が必要である。しかし現下の諸状勢の下においても、かかる説明が県民から十分な支持を取りつけられているかどうかは検討を要するところである。
- (3) 職員互助団体間における「公益上の必要性」についての認識の差
- ① 以上述べた3職員互助団体は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。したがって、各職員互助団体及び担当課において、その事業が県民の利益になるとの「公益上の必要性」を肯定する判断をしていることになる。

しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相異しているように見える。次表で○は補助対象事業に含むとされ、×はこれに含まれないと判断されている給付である。

| 具体的な給付内容 | 職員互助会 | 教職員互助組合 | 警察職員互助会 |
|----------|-------|---------|---------|
| 入院給付金 | × | ○ | × |
| 結婚祝金 | × | ○ | × |
| 遺児育英金 | × | ○ | × |
| リフレッシュ活動 | × | ○ | ○ |

- ② このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。これに対応して担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度毎にチェックしていない。
- ③ 年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない。
- (4) 前記したとおり、公益上の必要性は当該地方公共団体の置かれている社会的、経済的状況、交付先団体と地方公共団体との関係、補助金交付が住民等にもたらす利益、効果とその程度、補助金の額などを総合的に勘案して判断される。そうであれば、過去からの引き継ぎとして旧来の手法で補助金交付手続に臨むというのではなく、現状を見据えた新たな視点での改革を期待したい。

5 財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県補助金交付規則
- ② 徳島県保健体育振興事業補助金交付要綱

(2) 補助金交付先団体とその事業内容

- ① (財) 徳島県スポーツ振興財団
- ② 事業内容

ア 県から委託を受けたスポーツ施設の管理運営

イ スポーツ競技水準の向上，スポーツ普及振興に必要な指導者派遣事業，スポーツ教室開催，スポーツ大会開催など

(3) 補助の理由

- ① 保健体育振興事業の助長振興を図るため。
- ② 補助金は上記(2)の②のイの事業にかかる経費に使用する。

(4) 10年間の補助金額 (単位：円)

| 年度 | 補助金 | 年度 | 補助金 |
|----|-------------|----|-------------|
| 3 | 21,891,000 | 8 | 108,575,000 |
| 4 | 71,950,000 | 9 | 109,240,000 |
| 5 | 120,779,000 | 10 | 113,648,000 |
| 6 | 121,786,000 | 11 | 120,805,000 |
| 7 | 117,329,000 | 12 | 124,629,000 |

(5) 補助金額の決定方法

職員給与等の管理費及び事業費の積算により補助金額を決定し，年4回に分割して前金支払をする。年度末に，現実の支出額に補助金額を合致させるため補助金額の交付決定額を変更して額を確定させる。

(6) 監査結果及び問題点

- ① 名称のとおり，この補助金は上記財団法人（以下スポーツ振興財団という）の事業運営を維持するための補助金である。

スポーツ振興財団は平成9年4月1日にそれまでの財団法人徳島県総合運動公園協会（以下旧協会という）と財団

法人スポーツ振興事業団（以下旧事業団という）が統合したものである。現在も、事業内容については旧協会と旧事業団当時の2系統の事業に区分されて運営されているなど、組織内部は複雑であり、分かりにくい。つまり、旧協会は徳島県鳴門総合運動公園体育施設その他の県営体育施設（蔵本公園、中央武道館）の管理運営業務を行っていたものであり、旧事業団は平成5年の東四国国民体育大会の選手強化のために結成され、同大会後は徳島県内におけるスポーツ振興と競技スポーツ選手及び指導員の育成強化等を図るための事業を行うとされていた。

- ② スポーツ振興財団は上記2つの旧組織の事業区分をそのまま分別した形態で引き継いでおり、役員が3名、県教育委員会からの派遣による管理的職員が4名、旧協会系の施設管理業務職員が35名、旧事業団系のスポーツ振興等業務職員が21名である。
- ③ スポーツ振興財団運営事業補助金はスポーツ振興財団の事業のうち、旧事業団系の事業（平成5年度からは県立穴吹クレー射撃場の管理受託業務が加わった）のための経費に充てられている。

平成12年度における同財団の補助対象事業についての収支は別表8のとおりである。

旧事業団系のスポーツ振興事業にかかる補助金の充当内容は次表のとおり、補助金の91.4%が専務理事及び職員に対する報酬、給料、職員手当及び共済費の人件費に充てられている。

12年度スポーツ振興財団補助金対象区分（単位：円）

| 区 分 | 所 要 額 | 補 助 金 |
|------|-------------|-------------|
| 報 酬 | 4,842,000 | 4,842,000 |
| 給 料 | 60,472,000 | 58,172,000 |
| 職員手当 | 39,240,000 | 39,240,000 |
| 共済費 | 12,046,844 | 11,648,000 |
| その他 | 10,761,897 | 10,727,000 |
| | 127,362,741 | 124,629,000 |

- ④ 補助金で給料等支給をなす対象とされている関係職員は専務理事1名、職員21名である。このうち職員12名は他の組織へ専従派遣されている状態にある。派遣はスポーツ振興財団と派遣先との職員派遣協定あるいは派遣先との業務委託契約に基づいてなされている。

派遣先は他の財団法人へ8名、徳島市へ1名、県教育委員会管理の県立施設へ3名であり、派遣者の人件費はスポーツ振興財団が負担し（委託の場合は委託費が無料）、徳島市への出向者のみが人件費を財団と徳島市で2分の1ずつ負担している。

その反面、県教育委員会から逆に4名がスポーツ振興財団に派遣されて来ており、その人件費は県が負担している。

スポーツ振興財団で就業せずに、他の派遣先団体等において当該団体等の業務に専従就業する者の人件費を負担することは、スポーツ振興財団への補助金が、派遣先団体の人件費として実質的に使われていることになる。

- ⑤ スポーツ振興財団が行う事業のうち旧協会系のすべての施設管理業務及び旧事業団系の穴吹クレー射撃場の施設管理業務については、県との管理委託契約による委託金収入によって事業運営がなされている。

ア その委託料4億8,009万5,000円は、実質的には、上記補助金と同じようなものとして扱われている。なぜなら、委託料額は当該受託業務に従事する職員の報酬、給料、職員手当、共済費、他の業者への再委託料などの積算により算出されているが、年度初めに契約金額を定めて契約書を取り交わしていても、年度末において、年度中における現実の支出額に契約金額を修正したうえで支払がなされている。

イ このようなシステムでは、現実に支出した額を委託料によってすべて補ってもらえるため、経費の支出に慎重さを欠くことになる。

- ⑥ 前記したとおり、この委託料支出額は19節の支出としては計上されていないので、今回の県の補助金調査額には

含まれていない。

ちなみに、旧協会と旧事業団がスポーツ振興財団に統合された平成9年度以降における、県からの委託金と補助金の支払額は次表のとおりである。

(単位：円)

| 年度 | 補助金 | 委託金 | 合計 |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 9 | 109,240,000 | 473,571,000 | 582,811,000 |
| 10 | 113,648,000 | 483,034,000 | 596,682,000 |
| 11 | 120,805,000 | 469,289,000 | 590,094,000 |
| 12 | 124,629,000 | 480,095,000 | 604,724,000 |

6 徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県補助金交付規則
- ② 徳島県保健体育振興事業補助金交付要綱

(2) 補助金交付先団体とその事業内容

- ① 徳島県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会（平成5年度以前は徳島県民スポーツ祭開催事業補助金の名称で徳島県民スポーツ祭実行委員会に補助金を交付していた）

② 事業内容

- ア 徳島県スポーツ・レクリエーション祭を実施する。
- イ 生涯スポーツ普及振興のための講演会，研修会を開催する。

(3) 補助の理由

県民各層，各地域にスポーツを普及振興し，県民一人1スポーツの実現を目指すとともに，生涯を通じて明るく生き生きとした日常生活に寄与する。

(4) 10年間の補助金額 (単位：円)

| 年度 | 補助金 | 年度 | 補助金 |
|----|------------|----|------------|
| 3 | 2,000,000 | 8 | 20,000,000 |
| 4 | 2,000,000 | 9 | 20,000,000 |
| 5 | 2,000,000 | 10 | 19,500,000 |
| 6 | 20,000,000 | 11 | 19,000,000 |
| 7 | 20,000,000 | 12 | 17,725,000 |

(5) 補助金額の決定方法

各スポーツ団体（市町村を含む）への配分金額及び事務局費の積算額をもって補助金額と決定する。

(6) 監査結果及び問題点

① 昭和59年4月1日から施行された徳島県保健体育振興事業補助金交付要綱では保健体育振興事業に要する経費として、現在は18事業を掲げて各々補助金を交付している。平成12年度における同要綱による補助金交付額合計は3億8,437万8,272円にのぼる。

これらの事業のうちの1つである徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金は、徳島県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会（以下実行委員会という）に対して交付されており、過去10年間の支出額は上記補助金額表のとおりである。平成6年度から急激に補助金額が増加している理由は、平成5年に開催された東四国国民体育大会を契機に高まったスポーツに対する意識の高まりを受けて、施設や指導者などの有効活用を図る目的で事業内容が一新、強化されたからである。

② 実行委員会では、平成12年度は補助金1,772万5,000円に他団体、民間会社等からの寄附金365万8,164円を加えた総額2,138万3,164円から、事務局経費393万3,164円を除いた金額1,745万円について、これを県下49市町村に各15万円を補助金として交付し、また68スポーツ団体をAからFランクに分類して、年1回以上のイベント開催をする団体に20万

円から8万円の差をつけて補助金として交付している。

- ③ 補助金交付を受けているスポーツ団体には、軟式野球などのほか、民踊（フォークダンス）、ファミリーハゼ釣り、健康づくり、スポーツチャンバラ、スポーツマッサージ、ふるさと探訪などが名を連ねている。

いわゆる、ばらまき補助金と考えられるが、その実施日時は各団体の都合によって統一されておらず、県民への周知は不徹底である。教育委員会及び実行委員会では各主催団体から参加人員の報告を受けているが、報告内容は書類上の形式的なものであり、その実態及び補助の成果については十分な検証ができていない。

7 国民体育大会関係補助金

- (1) 国民体育大会に向けた平成12年度の補助金は次のとおり合計2億2,113万2,000円であった。

① 国民体育大会派遣事業補助金

4,683万円。支出先（財）徳島県体育協会

② 国民体育大会四国ブロック大会派遣事業補助金

624万8,000円。支出先（財）徳島県体育協会

③ 競技力向上対策事業費補助金

1億3,357万3,000円。支出先（財）徳島県体育協会ほか4団体

④ トップアスリート育成事業補助金

3,448万1,000円。支出先（財）徳島県体育協会

しかし、④の補助金は国からの補助金と抱き合わせで支出されており、本監査対象である県単独補助金の枠から外れるので監査はしなかった。

(2) 補助金交付の根拠

① 徳島県補助金交付規則

② 徳島県保健体育振興事業補助金交付要綱

(3) 補助金交付先団体とその事業内容

① （財）徳島県体育協会

ただし、競技力向上対策事業費補助金については1億3,

357万3,000円のうち1億1,240万7,000円が(財)徳島県体育協会,1,271万7,000円が徳島県高等学校体育連盟,844万9,000円がその他3団体に交付されている。

② 事業内容

ア 国民体育大会及びそのための選抜大会である四国ブロック大会への参加費用の一部補助。

イ 国民体育大会に徳島県から参加する候補選手の競技力の維持,向上を図る。

(4) 補助の理由

参加者は徳島県代表として参加するので,その参加費及び競技力の向上等に要する費用について県から(財)徳島県体育協会へ補助金を交付し,競技団体において実施する事業については同協会がこれを各スポーツ競技団体へ再補助金を交付するというシステムを取っている。

(5) 10年間の補助金額

(単位：円)

| 年度 | 国体派遣事業補助金 | 四国ブロック大会派遣事業補助金 | 競技力向上対策事業補助金 |
|----|------------|-----------------|------------------------------|
| 3 | 34,137,000 | 9,701,000 | — |
| 4 | 57,810,000 | 5,232,000 | — |
| 5 | 61,198,000 | 2,024,000 | — |
| 6 | 35,100,000 | 6,622,000 | 221,790,000 (208,079,000) |
| 7 | 47,357,000 | 10,056,000 | 216,600,000 (203,000,000) |
| 8 | 35,955,000 | 5,723,462 | 211,800,000 (190,000,000) |
| 9 | 39,291,000 | 3,000,000 | 182,800,000 (162,000,000) |
| 10 | 62,165,000 | 7,953,000 | 177,771,000 (155,828,000) |
| 11 | 46,867,345 | 11,551,000 | 156,744,000 (133,346,000) |
| 12 | 46,830,000 | 6,248,000 | 133,573,000 (112,407,000) |

() 内は (財) 徳島県体育協会への補助金額

(6) 補助金額の決定方法

(財) 徳島県体育協会における事業経費及び同協会から再補助金の交付を受ける各スポーツ競技団体の事業経費を積算した額としている。

(7) 監査結果及び問題点

- ① 第2次世界大戦の敗戦でうちひしがれた我が国の国民の気力を奮い起こす目的のもとに、昭和21年に創設された国民体育大会は都道府県のスポーツ対抗試合となっており、男女総合成績と女子総合成績（男子総合はない）で都道府県が表彰される。平成12年の富山国民体育大会における徳島県の成績は、男女総合成績で45位、女子総合成績で

34位であった。

スポーツのすそ野を広げ、県民意識の高揚といった面を考慮しつつも、上記したコストと対比して、この成績がそれに見合うものかどうかという観点からの考察も必要である。

- ② また、敗戦による貧困と荒廃が支配した社会状況下にあつては、スポーツを通じて国民の新しい国造りの意識を高揚することとし、そのためには社会全体のイベントとしてのスポーツ振興を醸成する必要があつた。そして、昭和36年公布のスポーツ振興法等では国及び地方公共団体によるスポーツへの支援がうたわれている。しかし今日のように繁栄をなし、物資も豊富で個人的に調達できる社会状況下において、スポーツ自体がそれ以外の趣味と何ら変わらなくなっている現状からは、なぜスポーツを愛好することに他人のお金（税金）を使うのかということへの疑問や、ひいては都道府県の対抗試合としての国民体育大会の存在自体を疑問視する意見も出るようになっている。
- ③ 補助金交付先は（財）徳島県体育協会であるため年度末における実績報告は同協会から県へ提出される。しかし、現実に補助金を使用したのは主にスポーツ競技団体であるため、協会からの報告内容は書類上の形式的なものとなつていて、補助金の使用実態についての十分な検証ができていない。
- ④ 特に、競技力向上対策事業については、次の理由により実績報告された内容をより厳格に検査する必要がある。
ア 国民体育大会（四国ブロック大会を含む）派遣事業については、開催地、開催日程、エントリー競技及び派遣選手団人員構成等が明らかであり、実績報告の内容の確認が容易である。しかし、競技力向上対策事業については、補助対象となる事業が10種類と多彩なうえ、各種競技の性格、競技力レベル等が様々であることから、それに伴う強化策の実施内容も各競技別に異なっており、現行の実績報告書（各競技団体から提出された内容を総

括したもの) だけでは、内容の確認は不十分と思われる。
イ 競技力向上対策事業は、都道府県の対抗である国民体育大会に向けて、選手の競技力強化等の施策として実施されている。このような競技力向上対策事業の効果を高めるためにも、交付申請時における各競技団体の強化計画と、実績報告時における実際に実施した強化対策との対比や、国民体育大会での成績に基づく、実施強化対策の有効性を経費面から検証することが重要である。

補助金の額の確定等について、徳島県補助金交付規則第12条には、「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたとき」に補助金の額を確定して、その支出を承認することになっている。競技力向上対策事業については、上記した理由から、補助金交付先である(財)徳島県体育協会から提出された実績報告書の書類審査だけでなく、各競技団体から、領収書等実施した強化内容が確認できる書類を実績報告書に併せて提出させることや、当該事業に関して同協会及び各競技団体に対する現地調査を実施することが重要である。

8 高度技術型産業立地促進事業補助金、ニューファクトリー等導入促進事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県補助金交付規則
- ② 徳島県企業立地促進補助金交付要綱(昭和62年4月1日施行)

(2) 補助の理由

- ① 県は昭和57年4月に企業立地優遇制度を策定し、企業が県内に工場等を設置する場合に一定の要件に該当するときは、県から奨励指定を受けた企業に補助金を交付するシステムをつくった。

現在、これによる補助金は次の8種である。

| | | 補助金名称 | 補助金限度額 |
|-------------|---|---------------------|------------------------------|
| 製造事業に対する補助金 | 1 | 高度技術型産業立地促進事業補助金 | 3億円 |
| | 2 | 地域共生型工場立地促進事業補助金 | 1億円 |
| | 3 | ベンチャー企業等事業化促進事業補助金 | 地元雇用人数によって800万円から2,000万円まで |
| | 4 | ふるさと工場整備事業補助金 | 新規地元雇用人数によって400万円から1,000万円まで |
| | 5 | ニューファクトリー等導入促進事業補助金 | 事業毎に5,000万円。但し1工場につき1億円まで |
| | 6 | 地元雇用奨励事業補助金 | 1工場につき4,000万円 |
| 特す定める事業助に金対 | 7 | 地元雇用奨励事業補助金 | 4,000万円 |
| | 8 | 施設整備事業補助金 | 1億円 |

② これら各補助金の交付方法については、1ないし6の補助金は徳島県企業立地促進補助金交付要綱に、また7、8の補助金は徳島県特定事業立地促進補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）に定められている。

③ 本監査の対象とした高度技術型産業立地促進事業補助金及びニューファクトリー等導入促進事業補助金の交付を定めた徳島県企業立地促進補助金交付要綱によれば、補助の理由は、「企業立地を推進し、もって県民に安定した雇用の場を提供し、併せて本県の均衡ある発展を図るため」とされており、その目的は地元雇用の拡大と県及び市町村税の徴収増にある。

(3) 補助金交付先企業と補助金額

高度技術型産業立地促進事業補助金の事業開始年度は平成7年度であるが補助金交付開始年度は平成9年度である。また、ニューファクトリー等導入促進事業補助金の事業開始年度は平成7年度であるが補助金交付開始年度は平成8年度である。補助目的上、各年度において交付先が変わり、その設備等の規模によって補助金額も変わる。補助金交付状況は次表のとおりである。

(単位：円)

| 年度 | (1)高度技術型産業立地促進事業補助金 | | (2)ニューファクトリー等導入促進事業補助金 | |
|----|---------------------|---------------|------------------------|---------------|
| | 企業名 | 金額 | 企業名 | 金額 |
| 8 | - | - | I | 60,657,000 |
| 9 | H | 300,000,000 | H | 52,031,000 |
| 10 | G | 29,791,000 | G | 46,612,000 |
| | F | 48,976,000 | F | 52,441,000 |
| | C | 100,230,000 | E | 16,247,000 |
| | | | D | 14,558,000 |
| | 合計 | (178,997,000) | 合計 | (129,858,000) |
| 11 | B | 300,000,000 | B | 100,000,000 |
| 12 | A | 49,852,000 | A | 25,000,000 |

(4) 補助金額の決定方法

- ① 徳島県企業立地促進補助金交付要綱第9条により次のように定められている。

| 補助事業の種類 | 補助対象経費 | 補助金の額 | | 限度額 |
|------------------|--|--|---------------------------|--|
| 高度技術型産業立地促進事業 | 企業が高度技術型工場を新設する事業に要する経費 ただし、用地取得費は投下固定資産額の総額の3分の1を限度として算定する。 | 投下固定資産額の総額が5億円未満 | 投下した固定資産の額に100分の3を乗じて得た額 | 3億円 ただし、高度技術型工場と自然科学研究所を併せて新設する場合であっても、補助金の合計額は3億円を限度とする。 |
| | 企業が自然科学研究所を新設する事業に要する経費 ただし、用地取得費は投下固定資産額の総額の3分の1を限度として算定する。 | 投下固定資産額の総額が5億円以上20億円未満 | 投下した固定資産の額に100分の4を乗じて得た額 | |
| ニューファクトリー等導入促進事業 | 企業がニューファクトリー工場の用地内に指定を受けた日から操業開始後1年を経過する日までに、各々の事業の区分に応じた施設を設置する事業に要する経費 | 投下固定資産額の総額が20億円以上 | 投下した固定資産の額に100分の5を乗じて得た額 | 各事業毎に5,000万円 ただし、同時に複数の事業を実施する場合によっては、1工場当たりの交付限度額は1億円とする |
| | 公害防除施設整備事業 | 排水路、廃棄物処理施設、公害防止施設等 | 投下した固定資産の額に100分の10を乗じて得た額 | |
| | 環境施設整備事業 | 緑地・池その他の空き地確保に寄与する施設 | | |
| | 地域開放型施設整備事業 | 地域住民が利用可能な施設又は地域住民を対象とした、集会所、体育館等のスポーツ施設、文化施設、企業の技術やノウハウを利用した文化施設等 | | |
| | インベーション施設等整備事業 | 見学コースの設置、説明のための会議施設、ビデオ・ビジュアル設備、見学者用の駐車場等 | | |

② 補助金交付の事務手続は以下のとおり複雑である。

ア 奨励指定申請（交付要綱第4条）

補助金交付対象工場の指定を受けようとする者（指定申請書）は、奨励指定工場申請書に必要書類を添えて、当該工場の設置工事に着手する日の30日前までに、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

イ 奨励指定適否決定・通知（交付要綱第5条）

知事は受理した指定申請書の内容を審査し、指定の適否を決定する。決定した内容は市町村長を経由して指定申請者に通知する。

ウ 計画の変更・申請・承認（交付要綱第7条）

奨励指定工場の指定を受けた者（奨励指定者）は、当該奨励指定工場の設置計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

エ 操業開始の届出（交付要綱第8条）

奨励指定者は、当該奨励指定工場の操業を開始したときは、当該操業の開始から10日以内に、市町村長を経由して、操業開始届を知事に提出しなければならない。

オ 補助金の交付申請（交付要綱第10条）

補助金の交付を受けようとする奨励指定者（交付申請者）は、奨励指定工場を設置し、前記(4)の①（交付要綱第9条）における補助対象経費欄の事業を完了したときは、操業開始後1年以内に、補助金交付申請書に必要書類を添えて、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

カ 補助金の交付決定・通知（交付要綱第11条）

知事は受理した補助金交付申請書を審査し、補助金交付を決定したときは、補助金額を市町村長を経由して交付申請者に通知するものとする。

キ 補助金の請求（交付要綱第14条）

補助金額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に

補助金の請求をしなければならない。

ク 補助金の支払（交付要綱第15条）

知事は、前条の補助金請求書を受理した後に補助金を支払うものとする。

5) 監査結果及び問題点

- ① この補助金の目的は、企業立地を推進することにより、県民に安定した雇用の場を提供し、かつ税の徴収増を図ることにある。

近年、生産拠点の海外展開が増加して国内での設備投資が大きく減退しているなか、県内においても工場数、従業員数が減少している。

このような相当に厳しい経済状況の中で、県内に新たな工場を誘致するのは容易ではない。

前記した補助対象企業9社のうち5社は県外からの企業であり、新規地元雇用と税徴収増につながったと思われる。

- ② A企業における奨励指定申請から補助金支払までの事務手続の適正性につき、担当課から取扱いについて説明を受けるとともに書類等を精査した。

ア ニューファクトリー等導入促進事業補助金の対象となったプラスチック再生装置につき、その購入等経費とされる1億0,080万円のうち5,000万円を補助対象経費と特定するに当たり、5,000万円の費用の内容を示す書類を徴していなかった。

イ 補助金の交付決定（額の確定）・通知について

通知書の文面が「交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付決定し、併せてその額を確定します。」となっていた。しかし、交付要綱第11条は「交付決定」までであり「額の確定」は交付規則第12条が規定している。条項は正確に記載すべきである。

9 小売・卸売商業安定化事業費補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県補助金交付規則

- ② 小売・卸売商業安定化事業費補助金交付要綱（平成7年

2月1日施行)

(2) 補助金交付先企業とその事業内容

① J企業

② 事業内容

県内の小売・卸売業の販売，加工処理過程において生じる畜産副産物及び魚介類のアラを収集し，次の3部門で処理して飼料資源等として再資源化を図る。

ア レンダリング部門

畜産副産物等である内臓，骨，鳥ガラなどを原料として粉末状の肉骨粉に加工する。

イ フェザーミール部門

羽毛等を原料として粉末状の肥料，飼料に加工する。

ウ 製油精製部門

畜産副産物の脂を原料として肥料用油脂及び工業用油脂に加工する。

(3) 補助の理由

① 県内の小売り・卸売り事業の販売，加工処理過程において生じる畜産副産物及び魚介類のアラを適正に処理することにより，小売業，卸売業自体の事業の安定化に資することを目的としている。ただし，小売業者及び卸売業者に対する補助金交付ではなく，その副産物を処理する化製業者に対して補助金を交付するというスタイルになっている。

② 化製業者とは次の条件を満たす県内業者とされている。

ア 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の許可を有していること

イ 県下全域から排出される副産物等を処理し，周辺環境の保全に対応するのに必要な処理施設を有していること

ウ 再資源化を目的とする事業を行っていること

エ 法人格を有し，会計帳簿等により常時経営内容が把握できること

(4) 補助金額の決定方法

県内の小売り，卸売り業者の販売，加工処理過程で生じる畜産副産物等を適正処理するために，必要かつ適当と認めた

経費について、その2分の1以内で7,000万円を限度とする。平成7年度から限度額までの補助金が交付されている。

(5) 8年間における補助金額 (単位:円)

| 年度 | 補助金額 | 年度 | 補助金額 |
|----|------------|----|------------|
| 6 | 5,000,000 | 10 | 70,000,000 |
| 7 | 70,000,000 | 11 | 70,000,000 |
| 8 | 70,000,000 | 12 | 70,000,000 |
| 9 | 70,000,000 | | |

(平成6年度は平成7年2月1日から同年3月31日までである。)

(6) 監査結果及び問題点

後記12において記載しているとおりである。

10 食鳥副産物有効利用促進事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

- ① 徳島県補助金交付規則
- ② 徳島県食鳥副産物有効利用促進事業補助金交付要綱 (平成7年2月1日施行)

(2) 補助金交付企業とその事業内容

- ① J企業
- ② 事業内容

県内の食鳥処理場から排出される鳥ガラなどの食鳥副産物を適正処理し下記の方法により飼料資源等として再資源化を図る。

- ア レンダリング処理
- イ フェザーミール処理
- ウ 製油精製処理

(3) 補助の理由

- ① 県内の食鳥処理場から排出される食鳥副産物を適正処理することにより、県内養鶏産業の振興と畜産環境の保全を目的としている。この補助金も食鳥副産物を処理する化製業者に対して交付されている。
- ② 化製業者とは次の条件を満たす県内業者とされている。
 - ア 化製場等に関する法律の許可を有するもの

イ 県内全域から食鳥副産物の収集，運搬を行い，副産物の処理に際して周辺環境の保全に対応するための必要な処理施設を有しているもの

ウ 食鳥副産物を再資源化する事業を行っていること

エ 法人格を有し，会計帳簿等で常時経営内容を把握できること

(4) 補助金額の決定方法

県内の食鳥処理場から排出される食鳥副産物を飼料，肥料原料として再資源化するのに必要かつ相当と認められた経費について，その2分の1以内で1億5,000万円を限度とする。平成7年度から限度額までの補助金が交付されている。

(5) 7年間における補助金額 (単位：円)

| 年度 | 補助金額 | 年度 | 補助金額 |
|----|-------------|----|-------------|
| 6 | 10,000,000 | 10 | 150,000,000 |
| 7 | 150,000,000 | 11 | 150,000,000 |
| 8 | 150,000,000 | 12 | 150,000,000 |
| 9 | 150,000,000 | | |

(平成6年度は平成7年2月1日から同年3月31日まで)

(6) 監査結果及び問題点

後記12において記載しているとおりである。

11 とちく場等衛生確保対策事業補助金

(1) 補助金交付の根拠

① 徳島県補助金交付規則

② とちく場等衛生確保対策事業補助金交付要綱

ア とちく場衛生確保対策事業については平成6年4月1日施行により平成10年度までの5年間，平成11年4月1日施行により平成15年度までの5年間の補助事業に適用する。

イ 化製場衛生確保対策事業については平成7年2月1日施行である。

(2) 補助金交付先企業等とその事業内容

① 徳島市立食肉センター及びJ企業

② 事業内容

ア とちく場である徳島市立食肉センターにおいては牛、豚のとさつ及び解体等の事業を行う。

イ 化製業者であるJ企業においては、県内の食肉センター等の食肉生産過程において排出される残渣物を適正処理し、下記の方法により再資源化による廃棄物の減量化を図る。

(ア) レンダリング処理

(イ) フェザーミール処理

(ウ) 製油精製処理

(3) 補助の理由

① とちく場である徳島市立食肉センターに対しては、食肉処理過程における食中毒菌等による汚染を未然に防止して、安全な食肉の確保を図ることが目的である。

② 化製場であるJ企業に対しては、食肉生産過程において発生する残渣物を適正処理することによって環境衛生の保全を図り、県民の公衆衛生の発展に寄与することを目的とする。

③ とちく場とは次の条件を満たす県内のとちく場とされている。

ア と畜場法に基づく許可を有していること

イ 地方公共団体が設置者であること

ウ 県下の中核的とちく場であること

エ 租税特別措置法に基づく農林水産大臣認定市場として認定されていること

④ 化製場とは次の条件を満たす県内の化製場とされている。

ア 化製場等に関する法律の許可を有していること

イ 県内の食肉センター等から排出される残渣物を処理し、かつ処理に際し周辺環境の保全に対応するための必要な処理施設を有していること

ウ 残渣物の再資源化を目的とする事業を行っていること

エ 法人格を有し会計帳簿等により常時経営内容を把握できること

(4) 補助金額の決定方法

① 徳島市立食肉センター

とちく場におけるとさつ・解体過程，食肉生産過程における対策経費，食肉衛生啓発経費の2分の1以内で1,000万円を限度とする。制度発足以来，限度額までの補助金が交付されている。

② J企業

県内の食肉センター等の食肉生産過程において発生する残渣物を適正処理するために必要かつ相当と認める経費につき，その2分の1以内で8,000万円を限度とする。

平成7年度から限度額までの補助金が交付されている。

5) 7年間の補助金額

① 徳島市立食肉センター (単位：円)

| 年度 | 補助金額 | 年度 | 補助金額 |
|----|------------|----|------------|
| 6 | 10,000,000 | 10 | 10,000,000 |
| 7 | 10,000,000 | 11 | 10,000,000 |
| 8 | 10,000,000 | 12 | 10,000,000 |
| 9 | 10,000,000 | | |

② J企業 (単位：円)

| 年度 | 補助金額 | 年度 | 補助金額 |
|----|------------|----|------------|
| 6 | 5,000,000 | 10 | 80,000,000 |
| 7 | 80,000,000 | 11 | 80,000,000 |
| 8 | 80,000,000 | 12 | 80,000,000 |
| 9 | 80,000,000 | | |

(平成6年度は平成7年2月1日から同年3月31日まで)

6) 監査結果及び問題点

以下12において記載しているとおりである。

- 12 県内の小売り・卸売り事業の安定化を目的とする「小売・卸売商業安定化事業費補助金」，県内の養鶏産業の振興と畜産環境の保全を目的とする「食鳥副産物有効利用促進事業費補助金」，県内の食肉センター等の食肉生産過程において発生する残渣物の適正処理による環境衛生の保全等を目的とする「とちく場等衛生確保対策事業補助金」は，それぞれ補助金交付決定をす

る所管課が異なっている。各補助金はすべて平成7年2月1日から各交付要綱が施行されており、副産物（残渣物）をレンダーリング処理，フェザーミール処理，製油精製処理の過程により再資源化事業を営むJ企業に対して交付されているので，以下に一括して監査結果及び問題点を述べる。

(1) 補助金交付先であるJ企業の補助対象事業とは，以下の副産物，残渣物を適正に処理してこれを再資源化することである。

- ① 県内の小売り・卸売り事業者の販売，加工処理過程において生じる副産物（小売・卸売商業安定化事業）
- ② 県内の食鳥処理場から排出される食鳥副産物（食鳥副産物有効利用促進事業）
- ③ 県内の食肉センター等の食肉生産過程において発生する残渣物（とちく場等衛生確保対象事業）

したがって，補助金は県内で発生する副産物，残渣物を処理し再資源化するために使われるべきであり，そうであるから補助金交付の意味付けができる。

(2) しかし，J企業では，レンダーリング処理，フェザーミール処理，製油精製処理の各部門の原料である畜産副産物，残渣などを県内のみならず，県外の排出事業場からも仕入れている。

平成12年度における収集原料の合計数量比率は県内32.08%，県外67.92%である。

(3) そこで，これらの3処理部門における原料費等の売上原価等と再資源化物の売却収入である売上高を県内産原料分と県外産原料分とに分けて，県内産原料に関する補助事業の事業損益（以下事業損益という）の試算をした。

① 試算の前提として次のことを考慮した。

ア 県内産原料にかかる事業経費（売上原価）は補助事業実績報告書により県へ報告されているので，これらの数値を用いて売上原価を算出する。

イ 再資源化物の売却収入（売上高）は実績報告書による報告中に含まれていない。そこで決算報告書中の損益計

算書から、部門別県内、県外の原料収集比率により按分して県内分売上高を算出する。

ただし、決算報告書中のレンダリング部門及び製油精製部門の損益計算書には、原料以外の仕入商品に対応する売上高が計上されている。

そこで、これら部門については、県内及び県外分原料を含む総売上原価合計から仕入商品原価を控除した数値に対応する売上高に、各部門別県内、県外原料収集比率を乗じて各売上高を算出する。

ウ レンダリング部門の県内分事業経費は実績報告書の数値より35万0,289円多い。したがって実績報告書の数値にこれを加えた数値を使用する。

エ 実績報告書における製油精製部門の県内事業経費には補助材料費（香料、調整剤等）が含まれていない。

そこで、決算報告書中の補助材料費を部門別県内、県外原料収集比率に乗じて按分し、その県内分を実績報告書の事業経費に加算して、県内分事業経費とする。

オ 実績報告書には販売管理費が含まれていない。そこで、決算報告書中の販売管理費を部門別県内、県外売上高比率によって按分して、県内分事業経費として追加した。

② 県内産原料について、各補助金の担当課毎に事業損益を試算したところ、いずれの補助金の交付対象についても、県内産副産物（残渣物）の処理及び再資源化のための事業損益は営業収益をもって営業費用を賄うことができない。しかし、各事業における事業損益の赤字額は交付される補助金額より小さい。

(4) 3 補助金の交付要綱では、補助金額の決定は「必要かつ適当と認められた経費」につきその2分の1以内で限度額を定めており、事業損益における赤字の発生は補助金交付の要件とはされていない。したがって、これら補助金交付は交付要綱に則り支給されたものといえる。

そして、これら補助金については、県民の日常生活に密接な役割りを担う小売り・卸売り業界の支援と本県畜産業界の

発展，振興等に寄与していることによる公益性が認められる。

しかし，これら補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるにしても，企業に対する補助金の決定に当たり，補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適切な処置といえるかどうかは別論である。

J 企業から県へ提出されている実績報告書は県内産原料についての事業経費のみについてなされている。当監査過程において試算した数値では県内産原料についての事業損益の赤字額は補助金額を下回っていた。

今後は，県内の副産物・残渣物の処理，再資源化における事業損益の報告を徹し，補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである。

- (5) 徳島県補助金交付規則によれば，補助事業者は，補助事業が完了したときには実績報告書に知事の定める書面を添えて知事に提出しなければならない（徳島県補助金交付規則第11条）。この報告を受けた県は，報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し，当該補助事業者に通知しなければならない（同規則第12条）。

① 県の行う実績報告書の内容調査の概要は以下のとおりである。

ア 商工政策課，畜産課及び生活衛生課の各課からそれぞれ2，3名が参加し，5月初旬の1日間に合同して次のとおり行う。

イ 原材料仕入業者のうちから数業者を抽出し，1年間の全取引の伝票の金額，数量を帳簿と突合して帳簿の適正性を検証する。

ウ 帳簿上の各仕入業者を，業者ごとに県内取引と県外取引に区分した上で，これを集計して，部門別・県内外別の原料仕入一覧表を作成する。

エ 部門別・県内外別の原料仕入一覧表の県内分を，帳簿

(業者名)により各課ごとに分類し集計する。

オ 決算報告書の部門別の製造原価報告書の各科目について、総勘定元帳を通して証憑書類・給与台帳等と照合して、製造原価報告書の適正性を検証する。

カ オの製造原価報告書のうち材料費を除いた経費をエの数量比により各課別・部門別・県内分の経費を算定する。

キ カの金額にエの各課別・部門別・県内分の材料費を加算して、各課別・部門別・県内分の所要経費を算定する。

ク 補助事業者から各課に提出された実績報告書の部門別所要経費をキの所要経費とを照合し、その適正性を検証する。

- ② この調査は、補助事業者が実績報告書の所要経費を算定する方法と同じ方法により、全部の過程について、それぞれの1部を抽出して照合し、全体の適正性を検証するというものである。

しかし、補助事業者の1年間にわたる事業の全てについて照合し検証することは困難である。

- ③ 調査の方法及び調査結果を記録した書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。

Ⅲ 港湾等整備事業特別会計

第1 県の港湾事業

県の港湾は、昭和36年に策定された第1次港湾整備5箇年計画に基づき本格的な改修に着手し、その後、昭和40年の第2次、昭和43年の第3次、昭和46年の第4次、昭和51年の第5次、昭和56年の第6次、昭和61年の第7次、平成3年の第8次5箇年計画を経て、現在は第9次港湾整備7箇年計画（平成8～平成14）に基づく計画的な整備が進められている。

- 1 重要港湾徳島小松島港は、大正10年に現在の小松島港区が第2種重要港湾の指定を受け、さらに昭和23年には「開港場」として指定され、貿易港としてスタートした。

昭和39年には地方港湾徳島港（現在の徳島港区）を合併し、重要港湾小松島港となった。なお、平成12年4月から港名変更し、重要港湾徳島小松島港となっている。

本港地区は、昭和35年に1万トン岸壁1バース、昭和36年に係船浮標1バースが完成（昭和56年改良）、金磯地区は、昭和43年に1万トン岸壁1バース、昭和63年には2万トン岸壁1バースが完成した。また津田地区は、昭和47年に木材団地が概成、平成2年に1万5千トン物専ふ頭1バースの供用を開始し、平成5年度には分離堤（係留施設）1万5千トン2バース、3万トン1バースが完成した。さらに、沖洲（外）地区は、平成6年度に、第1期計画における全ての施設を完成した。

現在は、赤石地区において大型岸壁やふ頭用地の整備を促進しており、4万トン岸壁バースが完成し、平成13年7月に供用開始している。また、沖洲（外）地区では第2期計画の事業実施に向けて埋立免許取得のための手続きを進めている。

- 2 重要港湾橘港は、昭和40年に重要港湾に昇格、昭和47年には「開港場」に指定され、工業港として、四国電力㈱、日本電工㈱などが立地している。

当港は、県南部の物流拠点として港湾機能の充実を図るとともに、恵まれた立地条件を生かし、近年のエネルギー事情の変

化に対応した石炭火力発電所（平成12年運用）の立地と相まって、地域の振興や環境整備を図る観点から、現在は公共用地計画の促進が図られている。

- 3 地方港湾については、港湾整備7箇年計画に基づき各港の特性に応じた整備を進めており、今切港，富岡港，日和佐港，浅川港等について、物流基盤の充実，災害に強い港湾システムの構築等を進めている。

第2 港湾等整備事業特別会計

1 概要

地方財政法第6条では、「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。」と規定し、同法施行令第12条第7号では、「港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械，上屋，倉庫，貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）」を公営企業として掲げている。

したがって、港湾整備事業は公営企業に該当し、特別会計を設けて処理すること、独立採算制を原則とすることが要求される。

県においても、昭和39年徳島県特別会計設置条例により港湾等整備事業特別会計を設置し、港湾施設の建設，維持及び管理事業並びに用地の造成事業を行うこととし、港湾施設使用料，借入金，財産収入及び附属諸収入をもってその歳入とし、港湾施設建設費，港湾管理費，用地造成費，借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とすると定めた。

港湾整備事業が、公営企業として独立採算制を基本原則としていることからすれば、会計制度について企業会計制度を適用するほうが妥当と思われる。しかしながら、地方公営企業法に

よれば、企業会計制度が当然に適用される地方公営企業として港湾整備事業は掲げられておらず、企業会計制度を適用するかどうかは地方公共団体の任意とされている。

県においては、港湾等整備事業特別会計について企業会計制度は適用せず、一般会計と同様の官庁会計を適用している。したがって、歳入歳出予算に対する歳入歳出決算を行うだけで、総勘定元帳から貸借対照表等の財務諸表を作成するという会計決算は行われていない。

2 決算推移

港湾等整備事業特別会計の歳入歳出決算の推移は別表Aのとおりである。この決算収支からは、各年度の歳入・歳出の内容・金額、収支の状況はわかるものの、財産状態や、独立採算経営を行いうるものかどうかは不明である。

3 企業債

(1) 港湾関係起債事業の概要

港湾関係起債事業は、港湾の施設整備において、直轄事業（国）及び補助事業（港湾管理者）等の港湾整備事業（基本施設等を整備する事業）の対象とならない施設の整備や用地の造成を行うに当たり、港湾管理者等の地方公共団体が地方債の発行により所要の資金を賄って実施する事業であって、「港湾機能施設整備事業」と「臨海部土地造成事業」に大別される。

① 港湾機能施設整備事業

港湾機能施設整備事業は港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等を整備するものである。

② 臨海部土地造成事業

臨海部土地造成事業は流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成である。

港湾機能施設整備事業、臨海部土地造成事業ともに膨大

な資金が必要となるが、港湾の計画的な整備を図るためには、これら資金の円滑な調達が必要である。港湾管理者等の地方公共団体は、この資金調達のためその大部分を地方債の発行によっているが、多額の事業費を確保するに当たっては、地方債枠はもちろん、貸付制度、償還期限等の有利な貸付条件の確保が重要なことである。

このため運輸省（当時）では、昭和28年（1953年）に港湾整備促進法を制定し、関係省に要請して地方債の中に港湾関係起債事業としての資金調達の途を講じ、港湾管理者等が行うこれらの事業に要する資金の融通の斡旋を行っているものである。

(2) 港湾等整備事業特別会計の企業債残高の状況

港湾等整備事業特別会計では、平成12年度末現在328億2,409万4千円（長期借入れが行われるまでのつなぎとして行われる借入れである起債前貸を含むと341億1,909万4千円）の企業債残高がある。

企業債の年度別の償還状況は別表Bのとおりである。

また、起債事業の一覧は別表Cのとおりである。

4 未収入金

港湾等整備事業特別会計の平成12年度末現在の未収入金は、1,716万円あり、その内訳は次のとおりである。

（単位：円）

| 事務所別 | 調定年度 | 件数 | 金額 |
|-----------|--------|----|------------|
| 鳴門土木事務所 | 平成5年度 | 5 | 5,049,460 |
| 小松島港開発事務所 | 平成11年度 | 1 | 176,000 |
| 小松島港開発事務所 | 平成12年度 | 18 | 11,043,290 |
| 阿南土木事務所 | 平成5年度 | 1 | 100,800 |
| 阿南土木事務所 | 平成7年度 | 2 | 755,460 |
| 日和佐土木事務所 | 平成12年度 | 1 | 35,280 |
| 計 | | 28 | 17,160,290 |

上記のうち、平成14年1月7日現在でも未収となっているものは611万7,000円であり、その内訳は次のとおりで

ある。このうち、近日に入金予定である2を除いて、事実上は回収不能である。

(単位：円)

| 期 | 事務所別 | 調定年度 | 件数 | 金額 | 未収となった理由 |
|---|-----------|--------|----|-----------|-------------|
| 1 | 鳴門土木事務所 | 平成5年度 | 5 | 5,049,460 | 倒産 |
| 2 | 小松島港開発事務所 | 平成11年度 | 1 | 176,000 | 資金繰りがつかないため |
| 3 | 阿南土木事務所 | 平成5年度 | 1 | 100,800 | 所在不明 |
| 4 | 阿南土木事務所 | 平成7年度 | 2 | 755,460 | 支払能力がないため |
| 5 | 日和佐土木事務所 | 平成12年度 | 1 | 35,280 | 倒産 |
| | | | 10 | 6,117,000 | |

第3 監査結果及び問題点

1 企業会計の導入

港湾等整備事業特別会計においては、官庁会計方式を採用しており、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表の作成は行われていない。

(1) 貸借対照表の必要性

港湾等整備事業特別会計においては、多額の企業債残高がある。企業債による借入れ自体はこれに対応した資産の蓄積がなされている限りは問題とならない。しかしながら、現在まで貸借対照表が作成されておらず、また、特別会計設置後における貸借対照表の作成を前提とした資料整備が行われていないことから、企業債残高に見合う資産が存在するかどうか不明である。

(2) 損益計算書の必要性

港湾等整備事業特別会計は公営企業であり、独立採算制を原則としている。官庁会計方式による歳入歳出決算では独立採算経営を行っているかどうか判断できない。例えば、港湾等整備事業特別会計では、その性格上多額の設備投資を必要とするが、設備投資によるコストを使用可能期間を通じて一定の方法で配分する減価償却費の計上が、損益の把握には必要となる。独立採算経営を行っているかどうかの判定のためには、企業会計方式による損益計算書の作成が必要不可欠である。

(3) 企業会計の導入

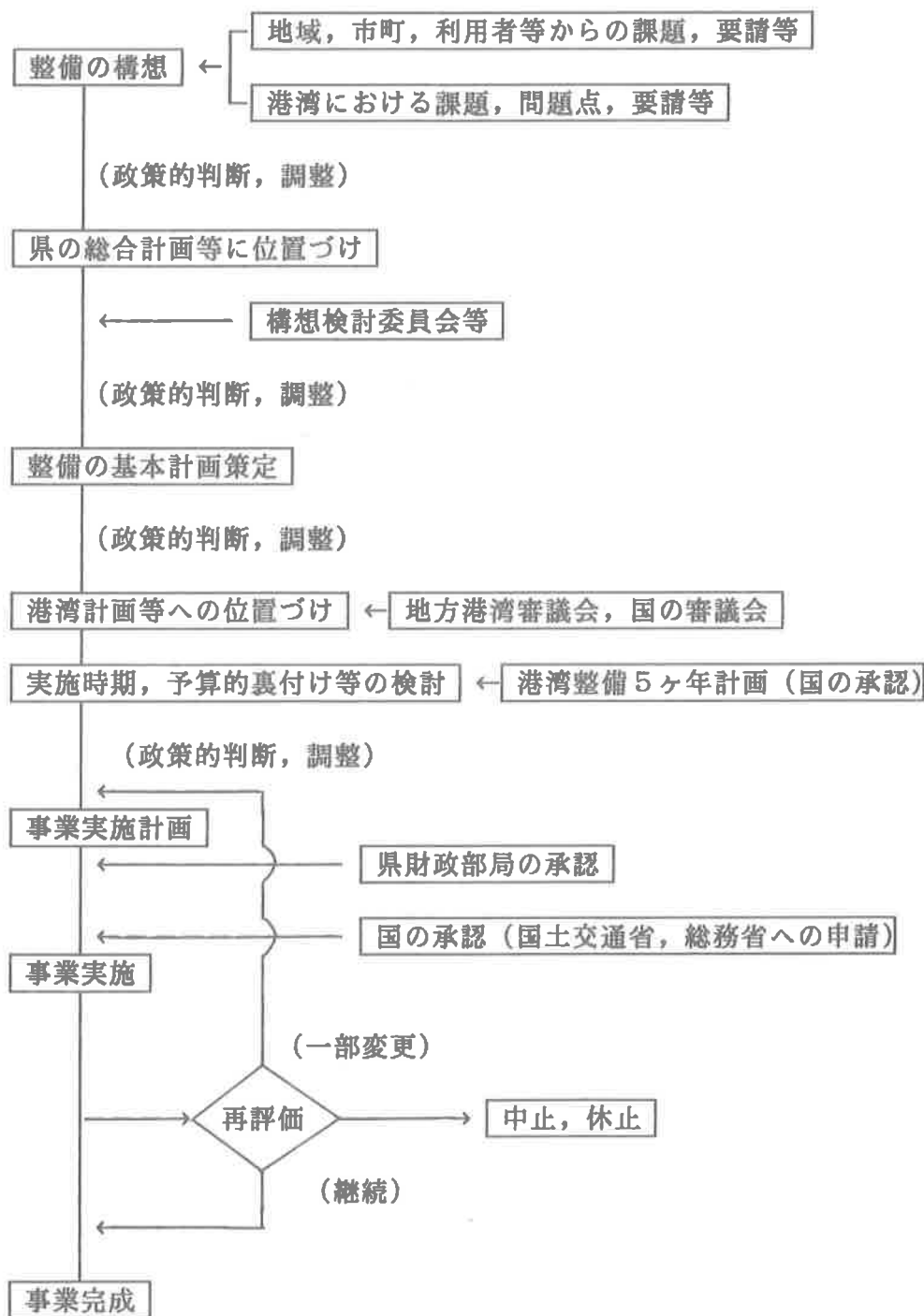
港湾等整備事業特別会計は、その性格及び現状から見て、企業会計方式を適用するのが妥当と考える。他県においては、港湾整備事業について企業会計方式を採用している県もあることから、県においても企業会計方式の早期の採用が望まれる。

2 事業計画

(1) 港湾等整備事業実施に当たってのフロー

事業実施に当たっての意思決定のフローは次の図のとおりである。

港湾等整備事業実施に当たっての意思決定のフロー



- 注) 1 各段階に応じて判断や調整があり, 必要性・実現性, 実施規模・内容・費用効果等が検討される。
- 2 規模の小さい事業については, このフローの中の手続がない場合がある。

(2) 計画策定時の事業計画

港湾等整備事業特別会計は独立採算制を原則としている。しかし、民間の企業が完全な独立採算を行っているのに対して、地方公共団体によって経営されている公営企業は、採算を取ることが困難な場合にも公共的必要から事業の実施が必要になる場合があり、完全な独立採算を貫くことができない。ただし、完全な独立採算を行うことが困難であるにしても、独立採算制を原則としている以上は、事業の実施に当たっては採算について検討し、採算性と公共性を比較考量した上での事業の実施という視点が必要であって、収支予想を含めた事業計画の存在が必要不可欠である。

そこで、平成12年度末における企業債未償還残高が多額である、小松島港赤石地区整備事業と橘港公共用地整備事業の計画策定時の事業計画を見てみた。

① 小松島港赤石地区整備事業

ア 概要

(7) 事業の必要性

小松島港区では、本港地区と金磯地区が中枢機能を果たしているが、港湾貨物の増大により、輸送・荷役効率の低下、港湾施設の不足が深刻化するものと懸念される。また、背後地域は、住宅地内に木材の保管を行っており、土地利用上の制約や周辺的生活環境への影響で問題を抱えている。これらの諸問題の解決を図るため、赤石地区に新たにふ頭の整備を行うとともに、木材関連事業所用地を中心とした港湾関連用地及び緑地等の公共施設を造成する。

(1) 土地利用計画

| | |
|-----------|------|
| ふ頭用地 | 25ha |
| 港湾関連用地 | 25ha |
| 一般廃棄物処理用地 | 2ha |
| 緑地 | 8ha |
| 道路用地 | 4ha |
| 合計 | 64ha |

(ウ) 事業効果

将来の港湾取扱貨物量の増大に対応するとともに、金磯地区、本港地区における過密状態となっている港湾機能を分散し、港湾活動の支援を図る。

また、内陸部及び水域に点在する木材に関連する事業所が抱えている問題を解消するとともに、港湾活動の円滑化や良好な環境の整備を図る。

イ 収支計画表

収支計画は別表Dのとおりである。

② 橘港公共用地整備事業

ア 概要

(7) 事業の必要性

重要港湾橘港は、県南部の中核都市である阿南市海岸線に位置している。橘港の整備と発展は阿南市を中心とする県南地域の振興と活性化に大きな影響を及ぼすものであり、県全体のバランスのとれた発展には必要不可欠である。

このため小勝後戸地区において石炭火力発電所の立地が計画され、この計画と相まって、県南の地域振興及び地域環境整備の観点から物流需要の増大に対応した物資流通拠点としての施設整備や廃棄物処分場の確保、新たな技術の開発や導入、活用による地元産業の活性化を図るための施設整備や土地造成が要請されており、港湾改修事業、港湾環境整備事業及び橘港公共用地整備事業を組み合わせる整備を行う。

(4) 土地利用計画

| | | |
|----------|--------|------------------------------|
| 道路用地 | 2.2ha | ・ ・ ・ 港湾改修事業 |
| 緑地等用地 | 17.5ha | ・ ・ ・ 港湾環境整備事業 橘港公共用地整備事業 |
| マリーナ用地 | 3.3ha | ・ ・ ・ 橘港公共用地整備事業（機能債） |
| ふ頭用地 | 6.1ha | ・ ・ ・ 橘港公共用地整備事業（機能債） |
| 農林水産施設用地 | 5.6ha | ・ ・ ・ 橘港公共用地整備事業（臨海債） |
| 合 計 | 34.7ha | |

(ウ) 事業効果

A 港湾機能施設整備事業（ふ頭用地，マリーナ用地）

・港湾物流機能を充実し効率的な港湾活動により県南地域の拠点となる。

・レクリエーション需要の増大と多様化に応える港湾空間の創出が図られる。

B 臨海部土地造成事業（農林水産施設用地）

・地場産業の振興と活性化のため漁業関連施設及び農業研修施設を整備する。

イ 収支計画表

収支計画は別表Eのとおりである。

(3) 事業計画の検討結果

① 別表D，Eの収支計画表における使用料等の金額は，次のような前提条件のもとに算出されている。

ア 供用可能部分についてはすべて利用されている。

イ 使用料等は3年ごとに10%上昇する。

ウ 起債の償還期間はおおむね20年（5年据置元金均等償還）とする。

なお，収支計画表における「特別会計借入」とは，事業が当該年度において支出超過であること，したがって，特別会計内での資金の融通が必要であることを示している。

収支計画表によると，小松島港赤石地区整備事業では，平成29年度までは支出超過であるが，平成30年度に収入超過に転換し，平成39年度に特別会計借入を完済するようになっている。

また，橘港公共用地整備事業では，平成31年度以降収入超過となり，平成55年度に特別会計借入を完済するようになっている。

② しかし，これらの収支計画には次のとおりの問題点がある。

ア 使用料等の算出において，供用可能部分がすべて利用され，使用料等が3年ごとに10%上昇することを前提

としていること。

供用可能部分がすべて安定的に利用されるとは考えがたいし、使用料等が3年ごとに10%上昇することも現在の経済情勢からすれば、楽観的と思われる。

供用可能部分の80%が利用され、使用料等が3年ごとに5%上昇するとして収支計画を試算すると、小松島港赤石地区整備事業が特別会計からの借入金を返済完了するのは平成48年度（現計画では平成39年度）、橋港公共用地整備事業が特別会計からの借入金を返済完了するのは平成75年度（現計画では平成55年度）となる（別表F、G）。

イ 特別会計からの借入れが、多額に発生していること。

特別会計からの借入れが、小松島港赤石地区整備事業では累計82億4,400万円、橋港公共用地整備事業では累計35億7,200万円が必要となる。港湾等整備事業特別会計に資金余剰があれば特別会計内で融通できるが、そうでなければ、一般会計からの手当が必要となるであろう。また、特別会計からの借入れについては、資金コスト（利息）を計上していない。事業における正確な収支の算定のためには、特別会計からの借入れについても資金コストの考慮が必要である。

ウ 一例として、橋港公共用地整備事業につき特別会計からの借入金コストを年2%と認識した収支計画を試算すれば、維持修繕等のコストを考慮していないにもかかわらず、特別会計からの借入れの返済が完了するのは平成112年度となった。

(4) 事業計画と実績との対比がなされていない。

事業計画は、事業実施に入る段階での意思決定において重要である。しかしまた、事業計画を実施後の実績と対比させて、実績が計画に比してどうなったか、事業計画は妥当であったか否かを検討することが同じく重要である。

港湾等整備事業特別会計においては、事業別の実績の把握が実施されていない。したがって、事業計画と実績との対比

も行われていない。

事業別の実績の把握は、事業ごとに企業債による借入れを実施している以上不可欠である。

また、実績と事業計画の対比は、実績の検討、次回の事業計画立案時の参考のために必要不可欠である。今後は事業別実績の把握を行い、これと事業計画を対比して検討をなすべき手順に改善すべきである。

3 人件費

平成12年度において、港湾等整備事業特別会計で計上されている職員人件費は次のとおりである。

(単位：円)

| | 施設等整備事業費 | 施設等管理費 |
|-------|------------------|------------------|
| 給料 | (3人分) 12,313,000 | (6人分) 23,112,600 |
| 職員手当等 | 8,650,000 | 15,295,258 |
| 共済費 | 3,842,727 | 7,327,773 |

小松島港開発事務所の一般職員22名について、各人の事務の内容、従事時間等から特別会計の事務に従事している比率を算出すると、各人の特別会計事務従事比率は単純平均で約44%となった。22名に44%を乗じると約10名が特別会計の職務を行っていることになるが、実際に特別会計で計上されている小松島港開発事務所の職員は5名(施設等整備事業費1名、施設等管理費4名)となっている。これは、予算時に特別会計に計上された特定の職員の給与額をそのまま決算に適用したためである。正確な決算数値の確定のためには、実際の職務内容に応じて特別会計への計上額を決定することが必要である。

4 資金繰り状況

- (1) 港湾等整備事業特別会計における平成12年度末の歳入歳出差引額は41億4,816万2,915円となっており、一見すると順調な資金繰りであるように見える。しかし、歳入歳出差引額は、単なる歳入と歳出の差額に過ぎない。したがって、歳入歳出差引額が本当に資金繰りが良好であるために生じたのか、借入れによる収入で生じたものに過ぎないの

かは、不明である。

- (2) そこで、港湾等整備事業特別会計における資金繰りの状況について、以下検討することにする。なお、平成12年度末において仕掛り中の事業については未だ収入を生み出していないため、検討対象外としている（なお、小松島港赤石地区整備事業と橘港公共用地整備事業についての収支計画については、2.(2)計画策定時の事業計画に記載した。）。

- ① 平成10年度から平成12年度まで3年間の港湾施設使用料と施設等管理費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 3ヶ年平均 | |
|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 港湾施設使用料 | 755,132 | 742,189 | 726,253 | 741,191 | |
| 施設等管理費 | 給料 | 21,059 | 20,354 | 23,113 | 21,509 |
| | 職員手当等 | 17,723 | 15,218 | 15,295 | 16,079 |
| | 需要費 | 9,626 | 10,936 | 3,844 | 8,135 |
| | 委託料 | 22,216 | 14,470 | 11,389 | 16,025 |
| | 工事請負費 | 85,315 | 18,000 | 18,000 | 40,438 |
| | 公有財産購入費 | | 49,777 | | 16,592 |
| | 企業債償還金・利子 | 1,161,473 | 1,431,142 | 1,289,347 | 1,293,987 |
| | 繰出金 | 110,371 | 28,033 | 47,402 | 61,935 |
| | その他の施設等管理費 | 12,570 | 12,811 | 13,765 | 13,049 |
| | 支出計 | 1,440,353 | 1,600,741 | 1,422,155 | 1,487,749 |
| 収支差引 | -685,221 | -858,552 | -695,902 | -746,558 | |

(注) 企業債償還金・利子は完了事業に対応するものだけであり、仕掛り中の事業に関するものは含んでいない。

港湾施設使用料（収入）が7億円強であるのに対して、施設等管理費（支出）は14～16億円となっており、毎年度6～8億円の支出超過となっている。また、施設等管理費は、その大部分を企業債償還金・利子が占めている。

- ② 平成12年度について、港湾施設使用料と主たる支出である企業債償還金・利子について、所管別に対比させると次のとおりとなる。

(単位：千円)

| | 港湾施設使用料 | 企業債償還金・利子 | 差引 |
|-----------|---------|-----------|----------|
| 鳴門土木事務所 | 39,585 | 9,454 | 30,131 |
| 小松島港開発事務所 | 625,461 | 1,237,024 | -611,563 |
| 阿南土木事務所 | 34,349 | 35,075 | -726 |
| 日和佐土木事務所 | 11,251 | 7,794 | 3,457 |
| 港 湾 課 | 12,298 | | 12,298 |
| 林業振興課 | 3,309 | | 3,309 |
| 計 | 726,253 | 1,289,347 | -563,094 |

- ③ 支出超過は、主として小松島港開発事務所で発生している。

小松島港開発事務所所管について港区ごとに港湾施設使用料と企業債償還金・利子を対比させると次のとおりとなる。

(単位：千円)

| | 港湾施設使用料 | 企業債償還金・利子 | 差引 |
|-------|---------|-----------|----------|
| 徳島港区 | 460,931 | 1,229,710 | -768,779 |
| 小松島港区 | 129,157 | | 129,157 |
| 今切港区 | 35,373 | 7,314 | 28,059 |
| 計 | 625,461 | 1,237,024 | -611,563 |

- ④ 支出超過となっているのは徳島港区である。
徳島港区の地区ごとの対比は次のとおりである。

(単位：千円)

| | 港湾施設 使用料 | 企業債償還金・利子 | | | 差引 |
|---------|-------------|-----------|---------|-----------|----------|
| | | 企業債元金 | 企業債利子 | 計 | |
| 沖洲(外)地区 | 194,739 | 568,980 | 359,883 | 928,863 | -734,124 |
| 沖洲地区 | 30,460 | | | 0 | 30,460 |
| 末広地区 | 64,771 | 9,086 | 1,339 | 10,425 | 54,346 |
| 万代地区 | 12,731 | | | 0 | 12,731 |
| 津田地区 | 157,306 | 166,880 | 123,542 | 290,422 | -133,116 |
| 与茂田地区 | 924 | | | 0 | 924 |
| 計 | 460,931 | 744,946 | 484,764 | 1,229,710 | -768,779 |

徳島港区の支出超過7億6,877万9千円のうち、7億3,412万4千円は沖洲(外)地区で発生していることがわかった。

5 沖洲(外)地区における収支の分析

以上のことから、平成12年度における港湾等整備事業特別会計の支出超過6億9,590万2千円の原因は、沖洲(外)地区において発生したものと見える。

以下、沖洲(外)地区について検討した。

(1) 沖洲(外)地区における事業

沖洲(外)地区における事業は、「沖洲(外)地区整備(機能)」「沖洲旅客ターミナル整備事業」「小松島港コンテナターミナル等整備事業」の3事業である。

① 沖洲(外)地区整備(機能)

徳島小松島港は、古くから四国の海の玄関として、京阪神を結ぶ海上交通の拠点として重要な役割を果たしてきた。

一方、本州四国連絡道路、関西国際空港、四国縦貫自動車道の供用に伴い、本港を取り巻く環境は大きく変わろうとしており、港湾に対する要請も多様化していることから、これに対応した高度な港湾空間の形成が望まれている。

この中核になるものとして徳島市沖洲海岸沖合いの海面を埋め立てて人工島を造成する「沖洲流通港湾(マリンプピア沖洲)建設事業」に昭和61年10月に着手し、115.6haの用地造成を行った。このうち沖洲(外)地区整備

(機能)は、マリンプピア沖洲における19.6haのふ頭用地の整備に関する事業である。

② 沖洲旅客ターミナル整備事業

平成6年9月開港の関西国際空港への海上アクセス基地と既存の大阪、神戸、和歌山への高速旅客船ターミナルとして平成6年6月に完成。四国における国際旅客の窓口的役割を果たすとともに大阪湾バイエリアの一部として産業、経済、文化等の機能分担など、将来大きく飛躍することが期待された。主要な施設は次のとおりである。

ターミナルビル 鉄骨2階建(延床面積約2,300㎡,
待合室, レストラン, 売店等)

駐車場 760台(25,600㎡)

浮棧橋 3基

交通ターミナル, 横断デッキ等

③ 小松島港コンテナターミナル等整備事業

ア 上屋ほか

重要港湾徳島小松島港のうち、新町川河口部に発達した徳島港区は、水域の狭小に加え、河川部の最大水深が-5.5mであるため、中小型船舶しか入港できない状況であり、さらに、各ふ頭施設は分散し、施設の老朽化、荷さばき地の狭小、背後地域の都市化の進展等により、港湾活動の能率低下をもたらしていた。このため、徳島港区の港湾機能の強化、徳島周辺の都市環境の改善、産業基盤の整備を目的として、徳島港区の既存上屋の移転集約を図るとともに、将来の取扱い貨物量に対応した十分な施設規模を確保するため、上屋等を建設した。

イ CFS, 荷役機械ほか

港湾貨物のコンテナ化に対応するため、平成6年度から近海航路を対象とした徳島コンテナターミナルの整備に着手し、平成8年5月から本格供用を開始した。主要な施設は次のとおりである。

コンテナターミナル総面積 23,000㎡

ダブルリンク式ジブクレーン(定格荷重35t吊)1基

| | |
|------------------------------------|-----|
| C F S (床面積 3, 200 m ²) | 1 棟 |
| 管理棟 | 1 棟 |
| 上屋 | 6 棟 |

(2) 収支計画

沖洲旅客ターミナル整備事業及び小松島港コンテナターミナル等整備事業の収支計画は別表 H, I, J, K, L のとおりである。

平成 12 年度の収支計画では、特別会計借入を除くと沖洲旅客ターミナル整備事業は 6, 750 万 2 千円の支出超過、小松島港コンテナターミナル等整備事業 1 億 4, 802 万円の支出超過で、2 事業合計で 2 億 1, 552 万 2 千円の支出超過となっていた。

(3) 収支実績

① 平成 12 年度収支実績計画対比

(単位：千円)

| | 沖洲(外)地区整備 (機能) | 沖洲旅客ターミナル 整備事業 | 小松島港コンテナター ミナル等整備事業 | 計 |
|------------|-------------------|-------------------|------------------------|----------|
| 収入計画 ① | — | 114,621 | 311,023 | 425,644 |
| 実際収入 ② | 45,577 | 29,631 | 149,162 | 224,370 |
| 差異 ②-① | 45,577 | -84,990 | -161,861 | -201,274 |
| 企業債元金 | 289,389 | 76,827 | 202,764 | 568,980 |
| 企業債利子 | 164,572 | 67,251 | 128,060 | 359,883 |
| 元利計 ③ | 453,961 | 144,078 | 330,824 | 928,863 |
| 計画ベース収支①-③ | -453,961 | -29,457 | -19,801 | -503,219 |
| 実際ベース収支②-③ | -408,384 | -114,447 | -181,662 | -704,493 |

(注) 1 沖洲(外)地区整備(機能)の収支計画は、沖洲旅客ターミナル整備事業及び小松島港コンテナターミナル等整備事業が未着手の段階にて作成されている。このため、単純に収入計画を記載すると誤解を与えるおそれがあるため収入計画を記載していない。

2 沖洲旅客ターミナル整備事業の収入は、決算上は雑入に計上されているため、沖洲(外)地区の港湾施設使用料の金額と 3 事業の収入の合計では、沖洲旅客ターミナル整備事業の収入だけ差が生じている。

3 計画ベース収支が収支計画に比して支出超過が小さいのは、収支計画では企業債償還を元金均等償還としていたのに対し実

際は元利均等償還にて起債したこと、実際の企業債の利率が収支計画より低かったこと及び計画ベース収支では事業費を無視していることによる。

② 沖洲旅客ターミナル整備事業の収支

平成12年度においては、沖洲マリンターミナルビル及び沖洲マリンターミナル駐車場の管理運営を第3セクターである徳島ポートターミナル株式会社に管理委託していた。雑入に計上されている沖洲旅客ターミナル整備事業の収入は、同社から受け取った地代家賃と施設負担金である。平成12年度における徳島ポートターミナル株式会社の損益は、3,829万3千円の赤字であり、特別会計への地代家賃と施設負担金の支払い前の損益も、866万2千円の赤字である。

平成13年度からは、徳島ポートターミナル株式会社の解散に伴い、県による施設の管理運営となったが、維持管理等の経費控除後で収支はほぼ0の見込みである。

したがって、維持管理費等の経費を控除後では、企業債の元利金の返済原資はないことになる。

(4) 現状分析

沖洲（外）地区の3事業合計で、平成12年度の収入が2億2,437万円に対し、企業債元利金の支出が9億2,886万3千円となっており、7億0,449万3千円の支出超過となっている。もっとも、これらの事業により広大な土地が造成され、土地が資産として残ることから支出超過にこだわるべきでないともいえる。しかしながら、現状の収入は、企業債の利子3億5,988万3千円よりも少ないため、資産としての土地部分の支出（企業債元金部分）はまったく賄えていない状況にある。

(5) 問題点

① 3事業の関連性と収支計画の問題点

沖洲（外）地区整備（機能）は、沖洲海岸沖合いの人工島造成事業のうち、ふ頭用地部分の造成事業である。

沖洲旅客ターミナル整備事業及び小松島港コンテナター

ミナル等整備事業は、沖洲（外）地区整備（機能）により造成されたふ頭用地上に、ターミナルビル、上屋建設等を実施する事業である。

したがって、沖洲旅客ターミナル整備事業及び小松島港コンテナターミナル等整備事業の収入に対応する支出は、本来、沖洲（外）地区整備（機能）で実施された土地部分の事業費（若しくは土地の使用コスト）も含むべきものである。

しかしながら、収支計画では、ターミナルビル、上屋建設等に要する事業費のみが計上され、土地部分の事業費の按分類は計上されておらず、支出が過小に計上されている。

また、沖洲（外）地区整備（機能）では、上屋等の収入が沖洲旅客ターミナル整備事業及び小松島港コンテナターミナル等整備事業に帰属するため、収入がほとんどないにもかかわらず、多額な元利金支払等の支出が発生することになっている。

② 収入計画算定上の問題点

沖洲旅客ターミナル整備事業では、平成12年度の収入計画1億1,462万1千円に対し、実際収入2,963万1千円（計画比25.9%）でしかない。また、小松島港コンテナターミナル等整備事業では、平成12年度の収入計画3億1,102万3千円に対し、実際収入1億4,916万2千円（計画比48.0%）となっており、実際の収入は計画を大きく下回っている。

収入計画の算定に当たっては、小松島赤石地区整備事業等と同様、供用可能部分がすべて利用され、使用料等が3年ごとに10%上昇することを前提としている。

しかしながら、前述したとおり、この前提は楽観的である。

なお、実際の使用料等の改訂は、平成3年度と平成6年度は10%上昇したものの、平成9年度と平成12年度は据え置きとなっている。

③ 沖洲旅客ターミナル整備事業の問題点

沖洲旅客ターミナル整備事業は、平成6年9月開港の関西国際空港への海上アクセス基地と既存の大阪、神戸、和歌山への高速旅客船ターミナルとして平成6年6月に完成した。

しかしながら、平成10年4月5日の明石海峡大橋の開通及び京阪神行きバスの定期運行の開設以後、船便利用者が激減し、平成12年2月に「関空ライン」の航路が廃止され、さらに、平成14年1月に「南海徳島シャトルライン」も廃止されて、沖洲マリンターミナルを発着する定期航路はなくなった。この結果、マリンターミナルは本来の使命を終え、新たな活用策の模索が必要となった。

明石海峡大橋開通に伴う、海上交通から陸上交通への転換の速さが予想以上だったとはいえ、収支計画における収入が明石海峡大橋開通以後も従前のペースで増加することを前提としていたことは、計画における甘さを指摘されてもやむを得ない。

④ 現実性のある収支計画の必要性

港湾事業には公共的要請があることから、事業の是非は収支計画のみによって判断されるものではないが、収支計画も重要な判断要素の一つである。

沖洲（外）地区の収支計画は、上記①～③の各問題点及び特別会計からの借入れの資金コストを考慮していない点があり、もともと、実現困難な収支計画の策定であったといわれても、やむを得ない。

綿密な需要予測、収入に対応する支出の網羅的計上、特別会計借入金の資金コストの認識等を行った現実性のある計画の立案が必要である。

⑤ 事業別の実績把握の必要性

港湾等整備事業特別会計では、前述のとおり事業別の実績把握を行っておらず（③収支実績の数値は、監査に当たって特別に集計したものである。）、収支の実態が顕在化していない。

平成12年度における港湾等整備事業特別会計は全体と

しての歳入歳出差額が41億4,816万2,915円となっているが、これをもって事業による収益と考えてはならない。

事業別の実績の把握を行い、収支計画と対比し、差異の原因分析を行うことが必要である。

- (6) 以上のとおり、沖洲（外）地区では収入に比して多額の元利金支払が必要である。このため元利金支払のために特別会計からの借入れが必要になっている。港湾等整備事業特別会計では平成12年度末に41億4,816万2,915円を次年度に繰り越したが、現状の支出超過が続けば数年で繰越金が枯渇し、将来の県財政の圧迫要因になる。マリンターミナルの有効活用も含めて抜本的な収入改善が必要である。